

納税証明制度に関する一考察

—納税証明の役割とデジタル経済社会を踏まえた
今後の在り方について—

池 場 征 吾

（税務大学校）
（研究部教授）

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

納税証明は、書面による窓口請求のほか、オンラインによる請求も可能となつておる、請求者は税務署を訪問することなく取得することができるが、①請求者における納税証明書の交付請求手続、交付手数料の納付及び納税証明書の提出等の事務負担が生じること、②税務職員の納税証明書作成等の事務負担が生じること、③即時に納税証明書を発行できないことから、納税者の利便性向上や事務負担軽減が課題となつてゐる。

現行の納税証明制度は、昭和 34 年（旧国税徵収法の規定）から開始されたものであるが、現在に至るまで経済社会は大きく変化し、その役割も変化していると考えられることから、現状における納税者の納税証明に係るニーズや活用状況を把握・分析した上で、今後のるべき姿について考察したい。

2 研究の概要

（1）納税証明制度

納税証明制度は、納税者の資力、信用力などを直接又は間接に表示する有力な資料あるいは租税債権と私債権との優先劣後の関係を判定するための資料として利用されるなど、納税者に便宜を与えることを主たる目的として設けられたものであり、租税債権の公示手段としてその存在意義を有する。

イ 納税証明書の交付の制限

納税証明書の記載内容は申告額及び納税額等であり、納税者の固有情報であるため、交付を請求する者は、証明を受ける国税を納付すべき本来の納税者のほか、第二次納税義務者、保証人及びそれらの者から委任を受けた者に限られている。

納税証明書の使用目的は、「①国税又は地方税と競合する債権に係る担保の設定に関するものである場合、②法令の規定に基づき国又は地方

公共団体に提出すべきものである場合、③その他使用目的につき相当の理由があると認められる場合において、その証明書を交付する」と通則法施行令 41 条 6 項に規定されている。

ロ 納税証明の主な沿革

- ・昭和 35 年 国税徵収法（昭和 34 年法律第 147 号）181 条「納税証明書の交付等」に初めて規定
 - ・昭和 37 年 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）95 条「納税証明書の交付等」に改正前の徵収法 181 条を引き継いで規定
 - ・昭和 40 年 様式の改正
不正利用防止のため、新たに「更正・決定後の額」を追加
 - ・平成 8 年～平成 11 年 消費税の納税証明書提出の協力要請等
国税庁は滞納の未然防止策の一環として、関係機関等に消費税の納税証明書の提出を求めるよう協力要請等を実施
 - ・平成 12 年 新書式（その 3 の 2、その 3 の 3）の追加
入札資格審査専用のため、新書式を追加
 - ・平成 15 年～令和 4 年 納税証明書の交付請求手段の拡充等
平成 15 年 手数料の現金納付開始
平成 16 年 電子申請・電子発行を導入
平成 19 年 電子申請・書面発行を導入
平成 24 年 来署型オンラインを導入
平成 25 年 署名省略オンラインを導入
令和 3 年 電子申請・電子発行（PDF）を導入
令和 4 年 スマホ電子申請・電子発行（PDF）を導入
 - ・令和 7 年 全省庁統一資格の取得申請への対応
全省庁統一資格の取得申請における不正利用防止のため、所得金額を証明する納税証明書（その 2）を添付書類として追加
- ハ 納税証明書交付手数料
現在の納税証明書交付手数料は 1 年度 1 税目 1 枚につき、書面による

請求の場合は 400 円、オンラインによる請求の場合は 370 円の手数料を要する（通則法施行令 42 条 1 項）。

（2）納税証明等の現状と課題

イ 納税証明の事務負担

（イ）請求者の事務負担

①納税証明書交付請求書の作成等、②本人確認・個人番号確認等、

③交付手数料の納付、④納税証明書の受取、⑤納税証明書の提出等

（ロ）税務職員の事務負担

①納税証明書交付請求書の受理・確認、②納税証明書の作成、③納

税証明書の審査、④納税証明書の決裁、⑤納税証明書の発行、⑥交付

手数料の納付、⑦納税証明書の発行事績の確認等

（ハ）提出先の事務負担

①納税証明書の受取、②納税証明書の真正性の確認

ロ 納税情報の添付自動化

官公庁における特定の申請手続（入札における全省庁統一資格の取得等）においては、その必要書類として、納税証明書の提出が求められているところ、国税庁では、令和 5 年 1 月から納税情報を自動で添付できる「納税情報の添付自動化」の運用を開始した。この仕組みの導入により、①税務署への来署が不要、②交付手数料が無料、③納税証明書に代わる納税情報の自動連携による請求者の利便性向上・事務負担軽減、④納税情報の自動作成により税務職員の事務負担がなくなる等、デジタル化・効率化が進んでいる。

ハ 地方税の納税証明の現状等

（イ）地方税の納税証明書の交付請求手続

電子申請・電子発行している地方公共団体はなく、一部の地方公共団体では、独自に開発・運用している電子申請システム、マイナポータルが提供しているぴったりサービスや LINE による申請を活用して電子申請対応しており、その書面発行は、郵送、もしくは、窓口受取

で対応している。

(d) 自動交付機

多くの地方公共団体において住民票の写しや納税証明等の証明書の自動交付機が設置されており、窓口の混雑時や休日・時間外においても、各種証明書を発行する等、住民サービスの向上に貢献してきた。現在は、標準準拠システムへの移行や自動交付機の製造中止等を理由に、自動交付機サービスを終了している地方公共団体もあり、それらの地方公共団体では、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付や新たに設置したマイナンバーカード専用証明書自動交付機による交付等で対応している。

(e) コンビニ交付

コンビニ交付は、各種証明書をコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で取得できるサービスである。

コンビニ交付による各種納税証明書交付手数料は 200 円であり、多くの地方公共団体が窓口や郵送による交付手数料を 300～400 円としているのに比べて、コンビニ交付にインセンティブを与えていている。

(f) 自動車税の納付確認

平成 27 年 4 月から自動車税納付確認システムの運用開始により、国土交通省所管の運輸支局等が自動車税の納付状況を都道府県（税事務所）にオンラインで確認できるようになったため、これまで継続検査（車検）の申請時に必要であった納税証明書の提示を省略できるようになった。

(g) 地方税の納税証明書交付手数料の納付方法

主な納付方法は、各地方公共団体が発行する証紙や現金であるところ、利便性向上のために証紙を廃止した地方公共団体もある。証紙を廃止した地方公共団体における納付方法は、現金、クレジットカード及びキャッシュレス決済等にて対応することにより、請求者の利便性を向上させている。

(3) 諸外国の納税証明等

イ 諸外国の納税証明等

アメリカ、イギリス、フランス及びドイツの国税に関する主な納税証明等は、我が国と同様に申告内容や納付状況に基づいて、税額、所得、納税額及び未納額等を表示し、使用目的についても金融機関等へのローン申請や公共契約の入札等に利用されている。

一方、納税証明等の取得方法については、セルフサービスポータル方式により自己のオンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロードすることにより取得できる上、手数料も無料であることが主流となっている。

また、地方税に関する納税証明書交付手数料は、我が国では、概ね 300 ~400 円であるところ、アメリカは無料又は 7 ~50 ドルと州ごとに異なり、イギリス、フランス及びドイツは無料である（ドイツ：税務署に申請する場合、一部の州は有料であり、ベルリン州では 17.90 ヨーロ）。

我が国の納税証明書交付手数料は、セルフサービスポータル方式の環境が整備されていないため、国も地方公共団体も有料で発行しているが、有料である諸外国のケース（アメリカ、ドイツ）と比較するとかなり低価であることが分かる。

ロ 納税情報等の第三者への開示

納税情報等について、納税者が許可した第三者（金融機関等）に開示できる仕組みを導入している国の事例を紹介する。

アメリカでは、内国歳入法典 6103 条により申告情報等は原則開示できない。例外的に認められる事由は、同条の各項に定めがあり、同 6103 条(c) 項に納税者の同意により納税者が指定した第三者に開示できることを定めている。第三者への開示方法は、「IVES (Income Verification Express Service)」というサービスを利用して、①第三者（住宅ローン等の申請先である金融機関等）が申告情報や課税年度等を指定して、オンライン又は FAX にて IRS (米国内国歳入庁) に開示を要求、②納税者

は自己のオンラインアカウントにて、納税証明等を受け取る第三者、開示する申告情報及び課税年度等を確認して、開示に同意するか拒否するかを選択、③同意を選択した場合、納税証明等が第三者のオンラインアカウントのメールボックスに連絡される。

ノルウェーは、デジタルプラットフォームを利用した第三者への税務サービスを提供している先進国の例として、OECD のレポートに紹介されている。従来は、金融機関へローン申請を行う際、収入に関する書類等を金融機関に提出する必要があったが、新しい仕組みでは、①金融機関がシステムを利用して納税者に納税情報の提供に同意を求める、②納税者が、金融機関に納税情報を提供することに同意、金融機関に 1 回限りのトークンを発行、③金融機関はトークンを利用して税務当局から納税情報を取得することができる。

(4) 検討

イ 納税証明の今後の在り方

(イ) 自己情報のオンライン確認の導入・拡充

国税庁では、納税者の申告・納税等に関して、税務署に行かずして確認できる「自己情報のオンライン確認」の実現を目指している。自己情報のオンライン確認では、マイナポータル及び e-Tax のマイページから納税証明書と同様の内容である申告状況、納税額及び未納がないこと等の基本情報を税務署に行かずに確認することができる。

諸外国では納税証明等をセルフサービスポータル方式により、無料で取得できることから、我が国でも同様の仕組みを取り入れることができないか、そのためにはどのような対応が必要となるかを検討する。

A 関係機関等との調整

納税証明書の提出を必要としている行政手続等において、関係機関等（①国及び地方公共団体、②金融機関等）に納税証明書に代えて、自己情報データ等を利用するよう調整する必要がある。

B 真正性の担保

電子署名や QR コードを付すことにより、真正性を担保することが必要である。

C バックヤード連携

納税証明書の提出を必要としている行政手続等について、バックヤード連携により納税証明書の提出を不要とすると考えられる。

D 取得可能時期

電子申告の場合は概ね 4 週間程度、書面申告や振替納税の場合は、概ね 6 週間程度の期間を要すると考えられる。

(ロ) 納税情報の添付自動化の拡充

納税情報の添付自動化は、デジタル庁等の官公庁の申請システムからの要求により国税庁のシステムが納税情報を作成して、申請システムに連絡する方式であるため、納税情報を活用するには、個別に申請システムを構築しなければならない。仮に金融機関等が共通で利用できる申請システムを構築、国税庁のシステムと連携したとして、以下に納税情報等の第三者への開示を検討する。

A 第三者による納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求は、納税者等から委任を受けた者が交付請求できるため、金融機関等が納税者等に代わって納税情報を取得する場合、納税者等から委任を受けている必要がある。

B 紳税情報等の第三者への開示

金融機関等が納税者から納税情報の取得について同意（許可）及び委任を求めて、納税者が金融機関等に納税情報の取得について同意（許可）及び委任する等により、納税情報の添付自動化を活用することができると考えられる。

また、各省庁においては、調達ポータル（物品・役務に係る調達手続）の利用が標準的な行政手続方法として推奨されており、各省庁は調達ポータルの積極的な利用に取り組んでいる。各省庁の利用

が増加すれば、調達ポータルの利用者も増加して、納税情報の添付自動化の活用も進んでいくであろう。

一方、公共工事の調達については、全省庁共通の統一的なシステムが構築されることが望ましいが、入札参加資格申請以降の手続（入札、契約等）や調達関連手続に関連する他の事務処理等は、各省庁が個別のシステムで対応しているため、統一的なシステムの構築は容易ではない。

（八）地方公共団体におけるデジタル化の現状と課題

A 調達関連手続

地方公共団体における入札参加資格申請においても、国税の納税証明書を必要書類として提出を求めており、書面による提出が多く、オンラインによる受付ができる地方公共団体は少ない。

総務省が設置した検討会では、入札参加資格申請について、広域又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して、納税証明書や登記事項証明書等の必要書類のデジタル化や国税庁の納税情報の添付自動化との連携等を検討しているところである。

B 地方税の納税証明

地方公共団体が発行する納税証明書については、申請及び発行の両方の手続を電子化している地方公共団体ではなく、一部の地方公共団体が申請手続のみを電子化して、発行手続は書面で行っている状況にある。

総務省が設置した検討会では、納税証明書のデジタル化を検討しており、バックヤード連携も検討すべきであるとしている。将来的にはマイナポータルとの連携を一層深化させ、自分がどの地方税を納めており、今後納める必要があるのか、など“自己情報の管理”ができるツールとして発展することが望まれるとしており、国税庁の自己情報のオンライン確認と同様の仕組みの構想もある。

口 納税証明書交付手数料の納付方法の拡充

(イ) キャッシュレス法

令和 4 年 11 月 1 日からキャッシュレス法が施行され、国に納付する手数料等のうち、同法に基づく主務省令が定められたものについては、キャッシュレスで納付することが可能となった。

(ロ) 国に納付する手数料等のキャッシュレス化の状況

A 国税庁

納税証明書交付手数料の納付方法は、書面による交付請求の場合、収入印紙又は現金、オンラインによる請求の場合、インターネットバンキング等に限られており、キャッシュレス化が進んでいない状況にある。

B 国土交通省

キャッシュレス法の施行を受けて、令和 5 年 1 月から自動車重量税及び検査登録手数料等のクレジットカードによる納付を可能としている。コード決済をはじめその他の支払方法についても順次拡大していくこととしており、多様な支払い方法を可能とする措置が実施され次第、印紙による支払いを廃止することとしている（実施時期は調整中）。

(ハ) 納税証明書交付手数料のキャッシュレス化の検討

デジタル庁では、国の歳入等（手数料等）の納付にキャッシュレス決済を導入する場合のガイドラインを示しており、整理すべき問題として、①国の歳入等の納付に際しクレジットカード決済等を行う場合、納付義務者がクレジットカード事業者等に納付委託を行った後、実際に当該クレジット会社等から国に当該歳入等の納付が行われるまで一定の期間を要することとなるが、国の収入は、「現金の収納」をいうこととされ（財政法第 2 条）、会計認識基準について現金主義を採用しているため、納付義務者としては委託時点でなすべきことをなし終えていると評価し得るにもかかわらず、現金が国庫に納付されるまでの一定期間、未納付の状態に置かれ、期限までに納付しなかったとの評価

を受ける、②納付を委託されるクレジットカード事業者等の支払能力等の適格性が必ずしも担保されておらず、国の歳入等が確保されない、③国の歳入等の納付委託を受けたクレジットカード事業者等が当該納付を怠った場合における納付義務者の納付義務の存否や、クレジットカード事業者等による納付が遅延した場合の徴収手続等が不明確であることを挙げている。

納税証明書交付手数料の納付にキャッシュレス決済を導入する場合、前述のキャッシュレス決済に関する問題点を検討する。①の現金が国庫に納付されるまで一定の期間を要することから期限までに納付しなかったとの評価については、国庫に納付される前にすでに納税証明書を交付しているため、納税証明書の請求者及び提出先には影響がない。②の国の歳入等が確保されない点については、クレジットカード事業者等は資金決済法に基づき保証金を供託しているほか、保険契約等があるため、歳入等が確保されないという事態は考えられない。③の徴収手続等が不明確である点については、キャッシュレス法 7 条によりまず納付受託者から徴収することとされており、現状のキャッシュレス納税の場合でも、通則法 34 条の 5 ④により、まず納付受託者から徴収することとされており、デジタル庁が示したこれらの問題については、特に問題とはならないと考えられる。

3 まとめ

(1) 自己情報のオンライン確認及び納税情報の添付自動化の拡充

納税証明の今後の在り方について、自己情報のオンライン確認及び納税情報の添付自動化の拡充を述べてきたところ、いずれの方法もその活用が進めば、請求者の利便性向上及び事務負担軽減に大きく寄与するであろう。特に、自己情報のオンライン確認は、納税情報の添付自動化が各省庁等の申請システムから国税庁のシステムと連携して納税情報を添付するのに比べて、セルフサービスポータル方式で納税者自らが、マイナポータル及び

e-Tax のマイページから自己情報データ等が容易にダウンロードできるため、税務署に納税証明書の交付請求等を行う必要はない上、納税者の様々なニーズ（使用目的）に応じて自由に活用できることから、そのメリットは大きいと考えられる。

今後は、自己情報のオンライン確認及び納税情報の添付自動化について、納税証明書の提出先である関係機関等（金融機関、官公庁等）との調整や行政機関相互のバックヤード連携を拡充させることにより、住宅ローン等の借入申請や様々な行政手続等に使用できるようにするのが望ましいと考えられる。

地方公共団体においては、入札参加資格申請システムや納税証明書電子発行の導入はまだ検討中であるが、納税証明書の請求者の利便性向上及び事務負担軽減のため、それらの導入時に納税情報の添付自動化との連携やバックヤード連携に対応すること、将来は、国税の自己情報のオンライン確認と同様のシステムを導入することが望ましい。

納税証明書の請求者の利便性向上及び事務負担軽減を実現するためには、国税庁における自己情報のオンライン確認及び納税情報の添付自動化の拡充だけでは不十分であり、地方公共団体においても、同様の対応が必要である。これらの対応が達成されることにより、納税証明書発行のニーズはほとんどなくなると考えられる。

（2）納税証明書交付手数料の納付方法の拡充

イ キャッシュレス決済の必要性

納税証明書交付手数料の納付に係るキャッシュレス化については、キャッシュレス法の施行や地方公共団体における証紙の廃止等のキャッシュレス化の流れを鑑みれば、今後も対応を検討していく必要もあると考えられる。

しかし、将来、自己情報のオンライン確認の導入により、納税証明書に代わる自己情報データ等がマイナポータル及び e-Tax のマイページから無料で取得できるため、前述した納税証明書の提出先である関係機関

等との調整や行政機関相互のバックヤード連携が拡充すれば、納税証明書発行のニーズはほとんどなくなるであろう。そうなると、納税証明書交付手数料の納付をキャッシュレス化することのコスト（クレジットカード事業者等に支払う手数料や運用費等、国税庁におけるシステム対応費用等）を考えれば、キャッシュレス化を行う必要性は低いのではないかと考えられる。

□ 納税証明書交付手数料の金額

納税証明書交付手数料の金額については、諸外国の国税に関する納税証明書交付手数料は、セルフサービスポータル方式で無料であることが主流である。我が国では、国税に関する納税証明書交付手数料は、納税証明書 1 枚当たり 400 円であり、平成 3 年から 30 年以上も変更がなく、諸外国の有料である場合（アメリカやドイツ）と比較するとかなり低価である。納税証明書発行に係るシステムが導入される以前は、納税証明書は税務職員が手作業で作成しており、請求者の申告書及び納付事績等を確認して、専用の用紙に手書きで税額等を記入の上、税務署長印を押印して発行する等、事務の負担が非常に大きかった。現在はシステム化されて、請求者の情報や納税証明書交付請求書の内容等をシステム入力して、自動作成されることにより 10~15 分程度で発行できるようになり、システム化により納税者の利便性は向上している。そのため、納税証明書発行に係るシステムの開発・運用費用の一部を交付手数料に上乗せしてもよいと考えられるが、滞納の未然防止策の一環として国税庁から関係機関等に納税証明書の提出を協力要請してきた経緯を踏まえると、現状では難しいと考えられる。

しかし、前述したように将来は自己情報のオンライン確認の導入により、納税証明書に代わる自己情報データ等が無料で取得できるようになり、それにも関わらず納税証明書を請求するのであれば、自己情報データ等の活用を更に促進するためにも、納税証明書交付手数料を諸外国並みに引き上げしてもよいのではないかと考えられる。

目 次

はじめに	217
第1章 納税証明制度	219
第1節 納税証明の要件・手続等	219
1 納税証明書の証明事項	219
2 納税証明書の証明除外事項	221
3 納税証明書の種類	222
4 納税証明書の交付の制限	223
5 納税証明書の交付請求手続	225
6 電子納税証明書	226
7 納税証明書交付手数料	227
第2節 納税証明の沿革等	228
1 紳税証明の沿革	228
2 紳税証明書交付手数料の推移	236
第3節 地方税の納税証明の概要	237
1 地方税の納税証明書の証明事項	237
2 地方税の納税証明書の証明除外事項	238
3 地方税の納税証明書の交付等	239
4 地方税の納税証明書の交付請求手続	239
5 地方税の納税証明書交付手数料	240
6 地方税の納税証明書関係の主な動向等	240
第2章 紳税証明等の現状と課題	243
第1節 紳税証明事務	243
1 紳税証明事務（書面による申請・発行）	243
2 オンライン申請による納税証明事務	245
第2節 紳税証明書交付請求のオンライン利用率	247
1 規制改革実施計画によるオンライン利用促進	247

2	納稅証明書交付請求のオンライン利用率引上げ	247
第3節	納稅情報の添付自動化	249
1	行政のデジタル化の推進	249
2	納稅情報の添付自動化	249
第4節	地方税の納稅証明の現状等	250
1	地方税の納稅証明書の交付請求・受取	251
2	自動車税の納付確認	252
3	地方税の納稅証明書交付手数料の納付方法	253
第5節	納稅証明等の課題	254
1	納稅証明に係る手続の事務負担	254
2	納稅証明等のオンライン対応等	264
第3章	諸外国の納稅証明等	268
第1節	諸外国の納稅証明等	268
1	諸外国の納稅証明等	268
2	納稅情報等の第三者への開示	273
第2節	諸外国の納稅証明等の交付手数料	275
第3節	小括	277
第4章	検討	279
第1節	納稅証明の今後の在り方	279
1	自己情報のオンライン確認	279
2	納稅情報の添付自動化の拡充	283
3	地方公共団体におけるデジタル化の現状と課題	286
4	小括	291
第2節	納稅証明書交付手数料の納付方法の拡充	292
1	キャッシュレス法	292
2	国に納付する手数料等のキャッシュレス化の状況	293
3	納稅証明書交付手数料のキャッシュレス化の検討	294
4	小括	296

結びに代えて 298

凡例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和7年4月1日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
国税通則法	通則法
国税徵收法	徵收法
国税通則法施行令	通則法施行令
国税通則法施行規則	通則法施行規則

はじめに

納税証明は、通則法 123 条 1 項に「国税局長、税務署長又は税関長は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。」と定められており、①国税等と競合する債権に担保権を設定する場合、②法令で国等に提出する必要がある場合、③その他相当の理由がある場合に、政令で定められた方法により発行することとされている。

納税証明は、書面による窓口請求のほか、オンラインによる請求も可能となつておらず、請求者は税務署を訪問することなく取得することができるが、①請求者における納税証明書の交付請求手続、交付手数料納付及び納税証明書の提出等の事務負担が生じること、②税務職員の納税証明書作成等の事務負担が生じること、③即時に納税証明書を発行できないことから、利便性向上や事務負担軽減が課題となっている。

一方、官公庁における特定の申請手続（入札における全省庁統一資格の取得等）においては、国税庁が納税情報の添付自動化により納税情報データを関係省庁にシステム的に連携する方法により、納税証明書の提出が不要となる仕組みが構築されている。この仕組みにより、請求者の納税証明書請求に係る事務や手数料の負担がなくなり、税務職員も納税証明に係る事務負担がなくなる等、デジタル化・効率化が進んでいる。

また、国税の納付方法については、電子手続によるキャッシュレス納付が可能となっているところ、国税に関する納税証明書交付手数料の納付方法は、原則、収入印紙及び現金による納付であり、オンライン申請のうち、一部の手続に限ってインターネットバンキング等による納付を可能としているが、納税証明のオンライン申請を促進するためには、納税証明書交付手数料の納付方法のキャッシュレス化が課題となっている。

現行の納税証明制度は、昭和 34 年（旧国税徵収法の規定）から開始されたも

のであるが、現在に至るまで経済社会は大きく変化し、その役割も変化していると考えられることから、現状における納税者の納税証明に係るニーズや活用状況を把握・分析した上で、納税証明の今後のあるべき姿について研究を行う。まず、第 1 章において、納税証明の要件・手続等及び沿革を整理し、あわせて地方税の納税証明を概観する。第 2 章において、納税証明事務の内容及びデジタル化の現状を整理し、あわせて地方税の納税証明の現状等を把握し、納税証明の課題である納税証明に係る手続の事務負担及び納税証明等のオンライン対応等を確認する。第 3 章において、諸外国における納税証明等の種類、証明事項、使用目的及び取得方法等を整理した上、納税情報等の第三者への開示はどのような方法で実施しているか、また、納税証明等の交付手数料を概観する。最後に、第 4 章において、自己情報のオンライン確認及び納税情報の添付自動化の拡充を検討するとともに、地方公共団体におけるデジタル化の現状と課題を整理し、納税証明の今後の在り方及び納税証明書交付手数料の納付方法の拡充を考察する。

第 1 章 納税証明制度

納税証明制度は、納税者の資力、信用力などを直接又は間接に表示する有力な資料あるいは租税債権と私債権との優先劣後の関係を判定するための資料として利用されるなど、納税者に便宜を与えることを主たる目的として設けられたものであり、租税債権の公示手段としてその存在意義を有する。

納税証明書の交付については、「国税局長、税務署長又は税關長等は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。」(通則法 123 条 1 項) と規定されている。

本章においては、国税と地方税の納税証明制度を確認する。

第 1 節 紳税証明の要件・手続等

1 紳税証明書の証明事項

納税証明書で証明する事項は次のとおりである⁽¹⁾。

(1) 税額等関係 (通則法施行令 41 条 1 項 1 ~ 2 号)

イ 申告納税方式又は賦課課税方式による国税

申告、更正決定又は賦課決定により確定した納付すべき税額並びに当該税額に係る延滞税及び利子税 (計算期間が確定したものに限る。)

ロ 特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税のうち、源泉徴収による国税、自動車重量税、国際観光旅客税及び登録免許税

納税の告知 (通則法 36 条) がされた税額並びにその延滞税 (計算期間が確定したものに限る。)

(1) 志場喜徳郎ほか編『国税通則法精解 [令和 7 年改訂]』1425-1427 頁 (大蔵財務協会、2025)。

ハ 第二次納税義務者（譲渡担保権者の責任（徵収法 24 条）を含む。）又は保証人が納付すべき国税

通則法 52 条 2 項等の規定により納付通知書による告知がされた税額

ニ 上記イ～ハの各税額中納付した税額（徵収された税額を含む。）

ホ 上記イ～ハの各税額中未納の税額

ヘ 上記イ～ホの各税額がないとき⁽²⁾は、その旨

ト その国税に係る徵収法 155 条 1 項（法定納期限等以前に設定された質権の優先）に規定する法定納期限等（ただし、相続、合併、分割又は分割を無効とする判決の確定の日が法定納期限等となるときは、その相続、合併、分割又は分割を無効とする判決の確定がなかったものとした場合の法定納期限等）

（2）所得関係（通則法施行令 41 条 1 項 3 号）

イ 所得税の課税標準たる総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額

ロ 上記イの金額から所得控除を差し引いた後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額

ハ 所得税の総所得金額を構成する不動産所得又は事業所得の金額

ニ 法人税の課税標準たる各事業年度の所得金額、退職年金等積立金の額、清算所得の金額

ホ 上記イ～ニの各金額がないとき⁽³⁾は、その旨

（3）保全差押関係（通則法施行令 41 条 1 項 4 号）

保全差押金額（徵収法 159 条 3 項）又は繰上保全差押金額（通則法 38 条 4 項）として通知した金額

（4）滞納処分関係（通則法施行令 41 条 1 項 5 号）

(2) 「税額がないとき」とは、納税申告をしたが、控除等により「納付すべき税額」がない場合のほか、証明日現在で納税申告の義務がないため、納税申告をしていない場合又は更正決定等がないことによるその額がない場合も含まれる。

(3) 「金額がないとき」とは、申告又は更正若しくは検定に係る金額が零である場合（所得税法又は法人税法に規定する純損失の金額若しくは純損失の金額又は欠損金額がある場合を含む。）をいう。

滞納処分を受けたことがないこと。国税の優先権と関係はないが、これが免許その他の要件とされる事例が多いことをかえりみ、納税証明事項とされたものである⁽⁴⁾。

(5) その他（通則法施行規則 13 条）

地方税法 14 条の 9 第 2 項各号（法定納期限等以前に設定された質権の優先）に掲げる地方税の額を算出するために必要な事項

2 納税証明書の証明除外事項

次の（1）～（6）の国税に関する事項は、前述 1（1）～（3）に掲げる事項に該当せず、又、次の（7）の国税に関する事項は前述 1（4）に掲げる事項に該当せず、証明事項に含まれない⁽⁵⁾。

- （1）源泉徴収による国税又は特別徴収に係る国際観光旅客税（ただし、強制徴収として納税告知されたものを除く⁽⁶⁾。）
- （2）自動車重量税（ただし、納税の告知がされたものを除く。）
- （3）国際観光旅客税（特別徴収以外のもの）（ただし、納税の告知がされたものを除く。）
- （4）印紙税（ただし、申告納税方式によるもの及び過怠税を除く。）
- （5）登録免許税（ただし、納税の告知がされたものを除く。）
- （6）納税証明請求をする日の 4 年前の日に属する会計年度終了の日以前に法手納期限が到来している国税（ただし、未納の税額がある場合は、確定税額、納付税額及び未納税額は、納税証明の対象となる。）

(4) 例として、酒類製造免許等の要件を規定する酒税法 10 条のうち、6 号に「免許の申請者が当該申請前 2 年以内において国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合」に免許を与えることができると規定されている。

(5) 志場ほか・前掲注(1)1427-1428 頁。

(6) 源泉徴収による国税（納税告知に係るものを除く。）を納税証明の対象から除外している趣旨は、その証明の基礎資料が税務署ではなく、納税義務者の手元にあるという技術的な理由からである。しかし、源泉徴収による国税の納税証明の請求があり、申告書等で源泉徴収税額が明らかである場合に限り、申告納税額の証明書に、源泉徴収税額を付記している。

(7) 納税証明請求する日の 4 年前の日に属する会計年度終了の日以前に国税に関する滞納処分を受けたことがないこと

3 納税証明書の種類

納税証明書は、次のものが規定されている（通則法施行規則 16 条 1 項）。

(1) 納税証明書（その 1）

確定した税額並びにその納付済額及び未納税額、当該国税に係る法定納期限等を証明する。

参考 1 通則法施行規則 16 条 1 項 別紙 9 号書式（その 1）（一部抜粋）

税目	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
年度及び区分	申告額	更正・決定後の額			
	円	円			

(2) 納税証明書（その 2）

「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」に関する所得金額で申告又は更正若しくは決定に係るもの（これらの金額がないことを含む。）を証明する。

参考 2-1 通則法施行規則 16 条 1 項 別紙 9 号書式（その 2）（申告所得税及復興特別所得税用）（一部抜粋）

税目	所得金額		摘要
年 分	申告額	更正・決定後の額	

参考 2-2 通則法施行規則 16 条 1 項 別紙 9 号書式（その 2）（法人税用）（一部抜粋）

税目			所 得 金 額	
事 業 年 度	申 告 額		更 正 ・ 決 定 後 の 額	
	(自)	年 月 日	(至)	年 月 日

(3) 納税証明書（その 3）

「納税証明書（その 3）」は請求のあった税目に未納の税額がないことを証明する。納税証明書には、「○○税について未納の税額はありません。」（「○○」は請求のあった税目）と記載する。

「納税証明書（その 3 の 2）」は「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことを証明する。納税証明書には、1 行目に「1 申告所得税及復興特別所得税について未納の税額はありません。」、2 行目に「2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。」と記載する。

「納税証明書（その 3 の 3）」は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことを証明する。納税証明書には、1 行目に「1 法人税について未納の税額はありません。」、2 行目に「2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。」と記載する。

(4) 納税証明書（その 4）

3 年前の会計年度以後に請求者が指定する期間について、滞納処分を受けたことがないことを証明する。納税証明書には、「自 年 月 日至 年 月 日間、貴署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。」と記載する。

4 納税証明書の交付の制限

(1) 請求者による交付の制限

納税証明書の記載内容は申告額及び納税額等であり、納税者の固有情報であるため、「交付を請求する者」は、証明を受ける国税を納付すべき本来の納税者のか、第二次納税義務者⁽⁷⁾、保証人⁽⁸⁾及びそれらの者から委任を受けた者に限られている。

(2) 使用目的による交付の制限

納税証明書の使用目的は、「①国税又は地方税と競合する債権に係る担保権の設定に関するものである場合、②法令の規定に基づき国又は地方公共団体に提出すべきものである場合⁽⁹⁾、③その他使用目的につき相当の理由があると認められる場合において、その証明書を交付する」と通則法施行令 41 条 6 項に規定されている。③の「相当の理由」の例としては、納税者の資力等を第三者に証明するため、入札、出国手続、在留資格の更新、官公庁の指定業者の登録及び身元保証その他これらに類する目的のため、国又は地方公共団体の機関に提出すべき場合、又は、住宅資金等の借入（担保権を設定する場合を除く。）、公団住宅等の入居及び身元保証その他これらに類する目的のため、国又は地方公共団体の機関以外のものに提出すべき場合である。

正当な交付請求者からの請求であっても、納税証明書の提出等が要件とされておらず、単に資料として提出するに過ぎない場合は含まれず、濫用されると税務行政の事務運営に支障をきたす可能性があるため、その使用目的は制限されている。

-
- (7) 本来の納税義務者の財産につき滞納処分を執行しても徴収すべき国税に不足すると認められる場合に本来の納税義務者と一定の関係がある者が第二次的に納税義務を負うこととなる。徴収法 2 条 7 号に「徴収法 33 条（合名会社等の社員等の第二次納税義務）から 41 条まで（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納税者の国税を納付する義務を負う者をいう。」と規定されている。
- (8) 徴収法 2 条 8 号に「国税に関する法律の規定により納税者の国税の納付について保証した者をいう。」と規定されており、納税の猶予等を行う場合に、保証人を担保とすることがある。
- (9) 例として、外国人が帰化の許可を受けるために法務大臣に提出（国籍法 5 ~ 6 条）、公益認定の申請の際に行政庁に提出（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 5 条 3 項 6 号）等がある。

5 納税証明書の交付請求手続

(1) 交付請求書の提出

納税証明書の交付を受けようとする者は、証明を受けようとする国税の年度⁽¹⁰⁾及び税目⁽¹¹⁾等、一定の事項を記載した請求書（通則法施行規則 16 条 1 項 別紙 8 号書式）を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない（通則法施行令 41 条 4 項）。この請求書は、未納の税額がないこと（納税証明書その 3、その 3 の 2、その 3 の 3）、又は、滞納処分を受けたことがないこと（納税証明書その 4）である場合を除き、税目別、又は、国税の年度の異なるごとに作成しなければならない（通則法施行令 41 条 3～5 項）。

参考 3 通則法施行規則 16 条 1 項 別紙 8 号書式（一部抜粋）

証明書の種類	□ その1		□ その2		□ その3 □ その3の2 □ その3の3		□ その4
証明を受ける税目 (該当する税目に印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税及 復興特別所得税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及 復興特別所得税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及 復興特別所得税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及 復興特別所得税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及 復興特別所得税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及 復興特別所得税	
	<input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 法人税	
	<input type="checkbox"/> 消費税及 地方消費税	<input type="checkbox"/> 消費税及 地方消費税	<input type="checkbox"/> 地方消費税	<input type="checkbox"/> 地方消費税	<input type="checkbox"/> その他の (税)	<input type="checkbox"/> その他の (税)	
	<input type="checkbox"/> その他の (税)						
証明を受ける国税の年 (年分)	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及 復興特別所得税」「消費税及 地方消費税」に、その3の3は 「法人税」に該当する。	
	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分		
	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	自 至 年 年 年 月 月 日 年分	次の期間について、 滞納処分を受けたこと がないこと	
証明を受ける事項 (法定納期限等)	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	所得金額 申告所得税及復興特別所得税 ※指定がない場合は、総所得金額 のみを証明します。	総所得金額 事業所全額				

- (10) 「国税の年度」とは、所得税については所得の生じた暦年、法人税については所得の生じた事業年度、消費税については課税資産の譲渡等を行った課税期間、その他の国税については国税収納金整理資金に関する法律施行令 3 条 1 項（年度区分）に規定する会計年度をいい、附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となった国税の属する年度とする（通則法基本通達 123-3）。
- (11) 「税目」は、第二次納税義務、国税の保証債務等にあっては、一つの納付通知書等ごとに一つの税目であるものとし、また、滞納処分費にあっては、その徴収の基因となった国税の税目に属するものとする（通則法基本通達 123-4）。

(2) オンラインによる交付請求

国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）を利用して納税証明書のオンラインによる交付請求を行い、その納税証明書はオンラインによる電子ファイル受取のほか、郵送又は税務署窓口における書面受取が可能である。

6 電子納税証明書

電子納税証明書は、納税者が e-Tax を利用してオンラインにより納税証明書の交付請求をした事項について、税務署長（又は国税局長）がオンラインにより電子ファイル形式（PDF 形式又は XML 形式）の納税証明データを作成、交付するものである。電子納税証明書の証明事項は、書面による納税証明書と同様である。電子ファイルが原本であり、その電子納税証明書を紙に印刷したものは原本として取り扱うことはできない。

(1) 電子納税証明書（PDF 形式）

納税証明書を電子ファイル（PDF 形式）により発行するものであり、書面による納税証明書をイメージデータ化したもので、複製した電子ファイルも原本として取扱うことができる。電子納税証明書は、電子ファイル（PDF 形式）による提出が原則であるため、電子ファイル（PDF 形式）を印刷した書面を提出する場合、提出先（官公庁や金融機関等）に受付の可否を確認する必要がある。

電子納税証明書（PDF 形式）には、QR コードが付されており、国税庁 HP 上の「QR コード付納税証明書確認コーナー」に当該電子納税証明書（書面提出された場合はスキャンデータ）をアップロードすることにより、納税証明書の真正性を確認することができる。

(2) 電子納税証明書（XML 形式）

納税証明書を電子ファイル（XML 形式）により発行するものであり、複製した電子ファイル（XML 形式）も原本として取扱うことができる。電子ファイル（XML 形式）のみ証明の効力を有するため、書面に印刷したもの

は証明の効力を有しない。

また、電子納税証明書（XML 形式）には、官職署名及び官職証明書が付されており、国税庁が提供している専用の e-Tax ソフトを使用してデータの改ざん等が行われていないことを確認することができる。

7 納税証明書交付手数料

（1）交付手数料の納付

納税証明書交付手数料は 1 年度 1 税目 1 枚につき、書面による請求の場合は 400 円、オンラインによる請求の場合は 370 円の手数料を要する（通則法施行令 42 条 1 項）。

書面による交付請求の場合、収入印紙又は現金により納付する⁽¹²⁾（通則法施行令 42 条 2 項）。オンラインによる請求の場合、①書面の郵送又は電子発行の場合、インターネットバンキングにより納付、②書面による窓口交付の場合、現金により納付する。

（2）交付手数料を要しない場合

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により相当な損失を受けた者がその復旧に必要な資金の借入れのためにする請求書及び生計維持困難な者が法律に定める扶助等の措置を受けるため⁽¹³⁾にする請求書

(12) 通則法施行令 42 条 2 項により手数料は原則請求書に収入印紙を貼って納付しなければならないが、現金で納付することが可能である旨を国税庁長官が官報で公示した場合には、現金で納付することができると規定されている。平成 15 年国税庁告示 7 号により現金納付が可能となった（平成 15 年国税庁告示 7 号は廃止され、現在は平成 20 年国税庁告示第 21 号により指定）。

(13) 扶助等の措置を受けるために納税証明書を使用する場合とは、おおむね次の目的に使用する場合をいう（通則法基本通達 123-9）。

- ① 生活保護法 7 条（申請保護の原則）の規定により、生活扶助等を申請するため
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 37 条（入院患者の医療）又は第 37 条の 2（結核患者の医療）の規定により、医療等の費用の自己負担額の認定を受けるため
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 31 条（費用の徴収）の規定により、入院費用の自己負担額の認定を受けるため
- ④ 児童福祉法 56 条（費用の徴収）の規定により、同法の規定による育成、医療又は療養等の措置に要する費用の自己負担額の認定を受けるため

には、手数料の納付を要しない⁽¹⁴⁾（通則法施行令 42 条 3 項）。

第 2 節 納税証明の沿革等

1 納税証明の沿革

（1）納税証明書の交付等の制定趣旨

納税証明書を交付しなければならない旨の規定は、昭和 35 年（1960 年）に施行された国税徵収法（昭和 34 年法律第 147 号）181 条「納税証明書の交付等」に初めて規定された。当時の同 181 条は、1 項に「税務署長は、国税と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、国税の納付すべき額その他国税に関する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、交付しなければならない。」、2 項に「前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。」と規定している。

納税証明書は徵収法に規定される前から発行されていたが、それは納税証明規程（国税庁長官訓令）によったもので、専ら税務署の納税者へのサ

-
- ⑤ 母子保健法 21 条の 4（費用の徵収）の規定により、養育医療の給付に要する費用の自己負担額の認定を受けるため
 - ⑥ 国民年金法 90 条 1 項の規定による保険等の免除申請のため
 - ⑦ 身体障害者福祉法 18 条（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）の規定により、障害福祉サービス等に要する費用の自己負担額の認定を受けるため
 - ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 54 条（支給認定等）の規定により、自立支援医療費の支給認定を受けるため、又は同法 76 条（補装具費の支給）の規定による補装具の購入等に要する費用の自己負担額の認定を受けるため
 - ⑨ 特定疾患治療研究事業により、医療費の自己負担額の認定を受けるため
 - ⑩ 難病の患者に対する医療等に関する法律 7 条（支給認定等）の規定により、特定医療費の支給認定を受けるため
 - ⑪ その他①～⑩までに類する目的
 - (14) また、犯罪被害による場合にも、同様に手数料の納付を要しない。

ービスの一つとしてなされている感じが強い⁽¹⁵⁾とされている。徴収法に規定された背景としては、同法により国税の一般私債権に対する優先権を後退させたことにある。それまでは、私債権の国税に優先する場合を国税の納付期限 1 年以前に設定された質権及び抵当権に限定していたが、同法では、私債権が国税に優先する場合について、国税等（国税及びその附帯税額、滞納処分費を含む。）の法定納期限等以前に設定されたものは国税に優先するものとされ、質権（同法 15 条）や抵当権（同法 16 条）等にも国税に優先する権利（同法 15～22 条）を拡張した。

国税の優先権と私債権の担保制度との調整として新しく採り入れられた「予測可能性の原則」の考え方により、質権や抵当権等を取得しようとする私債権者は、納税者に国税債権の有無とその法定納期限等を確認しておかないと不測の損害を被ることとなるから、納税者につき現に納付すべき国税の有無を調査して、優先される国税の額を知り、自己の債権保全を図るため、納税者に対し、納税証明書の提示を求めることとなる。そこで、納税者が納税証明書等の交付を税務署長に要求したときは、これを交付することとして、質権や抵当権等を取得しようとする私債権者の保護を図ることとした⁽¹⁶⁾。

（2）納税証明書関係の主な改正・動向等

イ 国税通則法の制定（昭和 37 年）

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）が昭和 37 年（1962 年）に制定されたことにより、同 95 条に「納税証明書の交付等」が規定され、改正前の徴収法 181 条にほとんど同様な規定が設けられていたものをここに引き継いで規定したものである⁽¹⁷⁾。

ロ 様式の改正（昭和 40 年：更正・決定後の額）

(15) 加納貞「国税における納税証明の取扱」税〔復刊〕15巻3号31頁（ぎょうせい、1960）。加納貞氏は当時、国税庁管理課長補佐を務めている。

(16) 吉国二郎ほか編『新国税徴収法精解』798頁（大蔵財務協会、1960）。

(17) 志場喜徳郎ほか編『国税通則法精解』697頁（大蔵財務協会、1963）。

納税証明書の様式について、新たに「更正・決定後の額」を追加した。当該様式変更の理由として、昭和 40 年（1965 年）10 月 19 日通達では、「納税証明は、納税者の資力、信用力等を的確に表示する有力な資料となることから、官公庁その他民間においても競争入札の参加要件等として広く利用されているが、最近納税者が相手方の信用を得る手段として、一時的に過大な申告と納税を行ない、納税証明を受けた後、更正請求により正当額に更正を受ける等、納税証明が悪用されている事例が相当あるといわれている。このような悪用は、納税証明書の意味を失わせることはもちろん、その提出先等に不調の損害を与えるおそれが極めて大きいものと思われる。」としており、納税証明書を利用すると認められる官公庁その他民間団体等に、「①納税証明は、一時点における納税額についての証明で事後納税者からの更正請求又は税務署もしくは国税局の調査により変更されることがあり、必ずしも真実の税額を表していない場合もあること。②納税証明が納税者のうちに実際以上の信用を得る手段として悪用されている事例があること。③以上のことから納税証明書の様式を改正したこと。」を周知して、適正な評価を要望することとした。

同年 10 月 19 日に官公庁その他民間団体等には「納税者証明書の適正な評価について」にて、「納税証明が悪用されて」おり、「納税者の申告によって確定した税額と、税務署又は国税局の調査により更正・決定された税額とを区別して証明することにいたしましたから、この点お含みのうえ国税の納税証明の適正定な評価を希望いたします。」と様式改正を周知している。

ハ 納税証明関係の協力要請等（平成 8 年～平成 11 年）

（イ）消費税の納税証明書の提出を求める協力要請（平成 8 年）

消費税が導入された平成元年（1989 年）以降、バブル経済崩壊による影響等もあり、消費税の新規発生滞納額は増加傾向にあった⁽¹⁸⁾。消

(18) 消費税の新規発生滞納額は、平成元年度 306 億円、平成 2 年度 1,712 億円、平成 3 年度 2,275 億円、平成 4 年度 3,891 億円と増え続け、平成 5 年度 4,597 億円と 5 年連

費税滞納については、報道機関等から「事業者にとっては消費者からの預かり金的性格の税金であり、滞納があってはならない。」等の指摘もあり、国民の关心も高かった。国税庁においても、消費税滞納の未然防止の一環として、広報のほか、納税証明書の提出を求める機関に消費税の納税証明書の提出もあわせて求めるよう働きかけ等しており、平成 8 年（1996 年）11 月 27 日付の「消費税滞納の未然防止に関する協力依頼について」の依頼文書により、全国信用保証協会連合会に都道府県等の制度融資に際し、消費税の納税証明書の提出を求めるよう協力要請した。

(e) 参議院決算委員会における警告決議（平成 9 年）

平成 9 年（1997 年）1 月 16 日の参議院決算委員会では、「消費税の納付について、その新規発生滞納額が、近年、多額で推移しており、平成 6 年度末の滞納額も 3,359 億円に上っていることは、遺憾である。政府は消費者が負担した消費税額の一部が国庫に納入されていない事態となっていることを重く受け止め、消費税に対する国民の信頼を損なわないよう、滞納の未然防止及び滞納整理の促進に一層努力すべきである。」との警告決議⁽¹⁹⁾がなされた。

(f) 納税証明書（その 3）の提出を求める協力要請（平成 9 年）

警告決議を受けて国税庁は国税局等に消費税の滞納未然防止及び滞納整理の一層の促進に取り組むよう指示するとともに、平成 9 年（1997 年）4 月 1 日からの改正消費税 5 %では地方消費税分の執行も税務署長に委託されていることもあり、同年 3 月に全国の国税局等を通じて、「消費税の納税証明書に関する協力依頼について」の依頼文書

続で増加していた。なお、国税全体の新規発生滞納額のピークは平成 4 年度 1 兆 8,903 億円であったが、令和 5 年度は 7,997 億円（内消費税 4,383 億円）とピーク時の約 4 割まで減少している。

(19) 「警告決議」とは、決算審査の過程で明らかとなつた問題点を取りまとめて、政府等に対して是正措置を求め、次の予算編成などの政府施策に反映させることを目的にされるものである。

により、金融機関、知事及び市町村長等に融資や入札の際、消費税の納税証明書の提出を求めるごと、これまで提出を求めていた納付済額等の証明である納税証明書（その 1）に代えて未納の税額がないことの証明である納税証明書（その 3）⁽²⁰⁾に変更することを協力要請した。

（ニ）納税証明書の提出を入札参加資格要件とする協力要請（平成 11 年）

平成 11 年（1999 年）11 月 17 日付の平成 10 年度会計検査院決算検査報告では、国税庁長官に対し会計検査院法 36 条に基づく改善意見として「資格審査の申込みの際に証明書の添付等を求めていない地方公共団体に対して引き続き協力要請すること、また、国の機関等に対しても証明書の添付等を求めるよう協力要請すること」等が表示された⁽²¹⁾。これを受けて国税庁は、同年 11 月 18 日付の「消費税及び地方消費税の滞納未然防止のための協力依頼について（依頼）」の依頼文書により、当時の自治省行政局行政課長や税務局府県税課長あてに、「競争入札参加者資格審査に際し、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出」を求めるごとを改めて協力要請した。

ニ 入札参加資格審査における納税証明書提出状況（平成 12 年）

平成 12 年（2000 年）1 月末時点において、国の 13 省庁と 32 都道府県、1715 市町村が納税証明書の提出を入札参加資格の要件としており、平成 13 年（2001 年）度末までに実施予定のところを含めると、入札資格審査を所管している国の 17 省庁と 47 都道府県はすべて、市町村は全 3,252 団体中 2,558 団体となつた⁽²²⁾。

ホ 納税証明書の新書式（その 3 の 2、その 3 の 3）の追加（平成 12 年）

平成 12 年（2000 年）4 月 1 日から納税証明書の新書式として、①申

（20） 第 1 章第 1 節 3(3)参照。請求のあった税目に未納の税額がないことを証明する。

（21） 会計検査院「平成 10 年度検査報告 消費税の滞納の防止策が適切に行われるよう に改善の意見を表示したもの」(<https://report.jbaudit.go.jp/org/h10/1998-h10-0087-0.htm>)（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

（22） 「2001 年度末までに 2558 市町村入札参加要件に納税証明書一国税庁集計」税務経理 8131 号 12 頁（時事通信社、2000）。

告所得税並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明する納税証明書（その 3 の 2）、②法人税並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明する納税証明書（その 3 の 3）を追加した。趣旨としては、国税庁が官公庁、地方公共団体や金融機関等に対して消費税の納税証明書（その 3）の提出に係る協力要請を行ってきたところ、その発行が大幅に増加する中で、「申告所得税と消費税及び地方消費税」及び「法人税と消費税及び地方消費税」の納税証明が大部分を占めるようになったこと、納税証明書の請求者からの「入札資格審査専用のものがあるとよい」という要望もあり、その負担を軽減する観点から、新書式を追加した。

ヘ 消費税の新規発生滞納状況（平成 9 年～平成 13 年）

消費税の新規発生滞納額は、平成 9 年度（1997 年）は 5,394 億円、平成 10 年度（1998 年）はピークとなり 7,294 億円、平成 11 年度（1999 年）は 6,292 億円、平成 12 年度（2000 年）は 5,979 億円、平成 13 年度（2001 年）5,794 億円となっており、前述の納税証明書関係の協力要請等の効果もあり、平成 11 年度以降は減少している⁽²³⁾。

ト 納税証明書の交付請求手段の拡充等（平成 15 年～令和 4 年）

（イ）交付手数料の現金納付（平成 15 年）

通則法施行令 42 条 2 項により、交付手数料は原則として交付請求書に収入印紙を貼って納付しなければならないが、平成 15 年（2003 年）3 月に通則法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令 141 号）により、通則法施行令 42 条 2 項に「ただし、国税局又は税務署の事務所において前項の手数料の納付を現金で納付することが可能である旨及び当該事務所の所在地を国税庁長官が官報で公示した場合には、

(23) なお、滞納整理残高（全税目）は平成 10 年度（1998 年）の 2 兆 8,149 億円（内消費税 6,146 億円）をピークに平成 11 年度（1999 年）の 2 兆 7,661 億円（内消費税 6,323 億円）からコロナ禍前の令和元年度（2019 年）の 7,554 億円（内消費税 2,668 億円）まで 31 年連続で減少した。

当該事務所において現金で納付することができる。」とただし書が追加された。平成 15 年国税庁告示第 7 号により同年 10 月から一部の税務署、平成 16 年国税庁告示第 1 号により平成 16 年（2004 年）1 月から全国の国税局・税務署において現金納付が可能となった。

(口) 電子申請・電子発行の導入（平成 16 年）

平成 16 年（2004 年）2 月から請求者が、自宅等から e-Tax によりオンライン申請（電子署名の付与⁽²⁴⁾が必要）を行い、自宅等において、電子ファイルの納税証明書（XML 形式）を受け取る方式（電子申請・電子発行）を導入した。導入の背景として、我が国政府は平成 13 年（2001 年）に「e-Japan 戦略」により、重点政策分野の一つとして、電子政府の実現が掲げられ、平成 14 年（2002 年）には「e-Japan 重点計画 2002」により「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の促進」の一つとして、「申請・届出などの手続きの電子化」が掲げられ、国税の電子申告及び納税手続が電子化対応の対象となつたことがある。

(ハ) 電子申請・書面発行の導入（平成 19 年）

平成 19 年（2007 年）12 月から請求者が、自宅等から e-Tax によりオンライン申請（電子署名の付与が必要）を行い、自宅等において、書面の納税証明書を郵送で受け取る方式（電子申請・書面発行）を導入した。

(二) 来署型オンラインの導入（平成 24 年）

平成 24 年（2012 年）6 月から請求者が、税務署に来署の上、税務署に設置されたパソコン等から e-Tax によりオンライン申請（税務署窓口で本人確認等を行うことから電子署名の付与が不要）を行い、書面の納税証明書を受け取る方式（来署型オンライン）を導入した。

(ホ) 署名省略オンラインの導入（平成 25 年）

(24) 電子署名を付与するため、電子証明書（IC カード）及びカードリーダーライタを準備する必要がある。

平成 25 年（2013 年）10 月から請求者が、自宅等から e-Tax によりオンライン申請（税務署窓口で本人確認等を行うことから電子署名の付与が不要）を行い、税務署に来署の上、書面の納税証明書を受け取る方式を導入した。電子署名の付与が不要なため、マイナンバーカード及びカードリーダーライタの準備が不要となった。

(ヘ) 電子申請・電子発行（PDF 形式）の導入（令和 3 年）

令和 3 年（2021 年）7 月から請求者が、自宅等から e-Tax により電子申請（電子署名の付与が必要）を行い、自宅等において、電子ファイルの納税証明書（PDF 形式）を受け取る方式を導入した。納税証明書には偽造防止加工⁽²⁵⁾が施されているため、自宅等で書面出力することも可能となった。

(ト) スマートフォン等による電子申請・電子発行（PDF 形式）の導入（令和 4 年）

令和 4 年（2022 年）9 月から請求者が、自宅等からスマートフォン等を使用して e-Tax によりオンライン申請（マイナンバーカードにより電子署名を付与）を行い、自宅等において、電子ファイルの納税証明書（PDF 形式）を受け取る方式を導入した。

- チ 全省庁統一資格の取得申請に納税証明書（その 2）を添付（令和 7 年）
未納の税額がないことを証明する納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）については、税務申告をしていない場合においても、「〇〇税について未納の税額はありません。」と記載して納税証明書を発行している。
しかし、全省庁統一資格⁽²⁶⁾の取得申請において、納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）の提出が求められているところ、税務申告を一切

(25) 電子納税証明書（PDF 形式）又は印刷した書面のスキャンデータを国税庁 HP 上の「QR コード付納税証明書確認コーナー」にアップロードすることにより、納税証明書の真正性を確認することができる。

(26) 各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格。各省庁申請受付窓口のいずれか 1 か所に申請し、資格を付与された場合、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となる。

行わずに脱税した者が納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）を提出して、入札に参加、落札して業務を受注する事例が発生したことから、税務申告の有無をチェックするため、令和 7 年（2025 年）1 月 6 日から全省庁統一資格の定期申請においては、新たに「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」に関する所得金額を証明する納税証明書（その 2）を添付書類として追加している⁽²⁷⁾。

2 納税証明書交付手数料の推移

現在の納税証明書交付手数料は 1 年度 1 税目 1 枚につき、書面による請求の場合は 400 円、オンラインによる請求の場合は 370 円の手数料を要する（通則法施行令 42 条 1 項）。納税証明書交付手数料の推移は以下の図表 1 のとおりである。現在の納税証明書交付手数料は、平成 3 年（1991 年）から変更されていない。

図表 1 納税証明書交付手数料の推移⁽²⁸⁾

時期等	根拠（当時）	手数料
昭和 34 年（1959 年）	国税徴収法施行令 68 条 1 項	30 円
昭和 41 年（1966 年）	国税通則法施行令 35 条 1 項	100 円
昭和 50 年（1975 年）	国税通則法施行令 42 条 1 項	200 円
昭和 56 年（1981 年）	同上	300 円
昭和 59 年（1984 年）	同上	350 円
平成 3 年（1991 年）	同上	400 円
平成 16 年（2004 年）	同上	オンライン請求 370 円

(27) なお、税法上申告義務のない納税者等（収益事業を行っていない公益法人等）は、納税証明書（その 2）に代えて、申出書を添付する。

(28) 筆者作成。

第 3 節 地方税の納税証明の概要

各地方公共団体においても、地方税（個人事業税、法人事業税等）の納税証明書を発行している。本節では地方税の納税証明について概観する。

1 地方税の納税証明書の証明事項

地方税の納税証明書で証明する事項は、地方税法施行令 6 条の 21（納税証明事項）第 1 項に規定されており、その主な内容は次のとおりである⁽²⁹⁾。

（1）税額等関係（地方税法施行令 6 条の 21 第 1 項 1 号）

イ 確定した納付納入すべき地方団体の徴収金の額

申告又は納付納入の告知により納付納入⁽³⁰⁾すべきものとして確定した金額をいい、次に掲げる金額も含まれる。

- ① 第二次納税義務者又は保証人に対し納付納入の通知書により告知した金額
- ② 地方税法 14 条の 18 第 2 項前段（譲渡担保権者に対する告知）の規定により譲渡担保権者に対して告知した金額
- ③ 地方税法 13 条の 3 第 3 項の規定により納付納入の告知としてされたものとみなされる同条 2 項の通知に係る金額⁽³¹⁾（強制換価の場合の

(29) 地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』710-711 頁（地方財務協会、2017）。

(30) 地方税法では、本来の納税義務者が税金を納めることを「納付」といい、特別徴収義務者が納税義務者から徴収した税金を納めることを「納入」という。

(31) 地方税法 13 条の 3 ①～③

地方団体の長は、道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税が課される製造たばこ又は軽油引取税が課される軽油が、強制換価手続により換価された場合において、当該製造たばこ又は軽油につき道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちから当該道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税を徴収することができる。

2 地方団体の長は、前項の規定により道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税を徴収しようとするときは、あらかじめ、執行機関（滞納処分を執行する行政機関その他の者、裁判所、執行官及び破産管財人をいう。）及び特別徴収義務者又は納税者に対し、前項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第 1 項の換価がされたときは、執行機関に対する前項の通知は交付要求として、

道府県たばこ税等の徵収、執行機関等への通知)

- ロ 納付納入した地方団体の徵収金の額
 - ハ 未納の地方団体の徵収金の額
 - ニ 上記イ～ハに掲げる地方団体の徵収金がないときは、その旨
- (2) 法定納期限等 (地方税法施行令 6 条の 21 第 1 項 2 号)
- 上記(1)イ～ハまでの地方団体の徵収金に係る地方税法 14 条の 9 (法定納期限等以前に設定された質権の優先) 1 項 (5 号及び 6 号を除く) 又は 2 項に規定する法定納期限等

- (3) 保全差押関係 (地方税法施行令 6 条の 21 第 1 項 3 号)

地方税法 16 条の 4 第 2 項の保全差押金額として通知した金額

- (4) 固定資産課税関係 (地方税法施行令 6 条の 21 第 1 項 4 号)

固定資産課税台帳に登録された事項

- (5) 滞納処分関係 (地方税法施行令 6 条の 21 第 1 項 5 号)

地方団体の徵収金につき滞納処分を受けたことがないこと

- (6) 総務省令で定める事項 (地方税法施行令 6 条の 21 第 1 項 6 号)

総務省令で定める事項 (地方税法施行規則 1 条の 9)

2 地方税の納税証明書の証明除外事項

地方税の納税証明書の証明除外事項は地方税法施行令 6 条の 21 (納税証明事項) 第 2 項に規定されており、その主な内容は次のとおりである⁽³²⁾。

- (1) 地方団体が発行する証紙をもって払い込む地方団体の徵収金のうち自動車税の種別割に係るもの以外のもの (地方税法施行令 6 条の 21 第 2 項 1 号)

証紙徵収に係る地方団体の徵収金を納税証明事項から除外した趣旨は、これらの地方団体の徵収金と私債権とが競合するおそれがないからである。

特別徵収義務者又は納税者に対する同項の通知は納入又は納付の告知としてそれぞれされたものとみなす。

(32) 地方税務研究会編・前掲注(29)712-713 頁。

又、自動車税に関する事項について証明を請求できることになっているのは、道路運送車両法に規定する継続検査（同法 62 条）を受けるためには、その検査を受ける自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面を呈示することが義務づけられているためである。

- (2) 請求する日の 3 年前の日の属する会計年度が開始した日前に法定納期限が到来した地方団体の徴収金（ただし、未納の額がある場合を除く）、滞納処分を受けたことがないこと（地方税法施行令 6 条の 21 第 2 項・3 項）

3 地方税の納税証明書の交付等

地方税法 20 条の 10 第 1 項（納税証明書の交付等）に「地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項（この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。）のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。」と規定されている。納税証明書の交付の制限（請求者による交付の制限、使用目的による交付の制限）は、第 1 章第 1 節 4 にて述べた国税の納税証明と同様であり、「交付を請求する者」は本来の納税者（特別徴収義務者）のほか、第二次納税義務者、保証人及びそれらの者から委任を受けた者に限られ、その使用目的は、①地方税と競合する債権に係る担保権の設定に関するもの、②法令の規定に基づき国又は地方公共団体に提出すべきもの、③その他使用目的につき相当の理由があると認める場合に限られている。

4 地方税の納税証明書の交付請求手続

納税証明書の交付を受けようとする者は、各地方公共団体が定めた交付請求書に一定の事項を記載して提出する。一部の地方公共団体ではオンライン請求に対応しているが、国税のように電子納税証明書（XML 形式又は PDF

形式) を発行する地方公共団体はなく、書面の納税証明書を郵送している。

5 地方税の納税証明書交付手数料

納税証明書交付手数料は、各地方公共団体の条例の定めによるが、国税の納税証明書との均衡を考慮して、適宜定めることが適當とされている。国税の交付手数料は 400 円（オンライン請求 370 円）であり、交付手数料を 400 円としている地方公共団体は多いが、東京都区等ほか交付手数料を 300 円としている地方公共団体も多く、200 円としている地方公共団体もある。

また、一部の地方公共団体においては、オンライン請求に対応している。オンライン請求のインセンティブを高めている例として、福岡市では書面による請求の交付手数料を 300 円、オンライン請求（郵送交付）の場合の手数料を 250 円としている。

6 地方税の納税証明書関係の主な動向等

(1) 自動交付機

現在、多くの地方公共団体において住民票の写し等の証明書の自動交付機が設置されており、各種証明書をセルフサービスで取得できる。自動交付機が最初に導入されたのは、平成 3 年（1991 年）に兵庫県伊丹市、千葉県船橋市に設置され、住民票の写しが自動交付により取得できるようになった⁽³³⁾。平成 5 年（1993 年）には東京都府中市において、住民票の写しと納税証明書の自動交付機を設置、納税証明書については、市都民税の課税証明・所得証明・納税証明、固定資産税の課税台帳登録事項証明（土地・家屋）・所在証明（車庫証明）、軽自動車税を発行している⁽³⁴⁾。自動交付機の設置により、窓口の混雑時や休日・時間外においても、各種証明書を発

(33) 坂田期雄「税証明における自動交付システム」税〔復刊〕51巻9号 20-21 頁（ぎよ うせい、1996）。

(34) 竹口誠一「自動交付による税務証明の発行」税〔復刊〕51巻9号 27-28 頁（ぎよ うせい、1996）。

行できるようになり、住民サービスが向上した。

自動交付機による各種証明書の発行は、各地方公共団体が個別に開発したシステムと自動交付機が連携されており、請求者は、各地方公共団体が発行している市民カード、住民基本台帳カード、印鑑登録証や自動交付機カード等を使用して、各種証明書を取得している。

令和 3 年（2021 年）5 月に人的・財政負担の軽減、住民サービスの向上や行政サービスの迅速な全国展開等のため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定され、各地方公共団体が個別に開発していたシステムを令和 7 年度末（2025 年）までに標準化・共通化した標準準拠システムへ移行することとなった。対象事務には、住民基本台帳、税や印鑑登録に関する事務が含まれているため、従来の地方公共団体の個別システムと連携している自動交付機は使用できなくなる見込みである。現在は、標準準拠システムへの移行や従来の自動交付機の製造中止等を理由に、自動交付機サービスを終了している地方公共団体もあり、それらの地方公共団体では、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付、新たに設置したマイナンバーカード専用証明書自動交付機⁽³⁵⁾による交付、らくらく窓口証明書交付サービス⁽³⁶⁾を利用した交付や従来の窓口交付等で対応している。

（2）コンビニ交付

コンビニ交付は、平成 22 年（2010 年）に住民基本台帳カードを使ったサービスとして開始され、住民票の写しや納税証明書等の各種証明書をコンビニエンスストア等のキオスク端末⁽³⁷⁾（マルチコピー機）で取得できる

(35) コンビニ交付と同様の仕組みでマイナンバーカードを使用して各地方公共団体に設置された行政キオスク端末で各種証明書の交付請求を行い、自動交付する。

(36) コンビニ交付と同様の仕組みでマイナンバーカードを使用して地方公共団体に設置されたパソコンやタッチパネル端末等で各種証明書の交付請求を行い、発券された受付票と手数料と引き換えに窓口で証明書を交付する。証明書は地方公共団体の窓口内で印刷され、事業者を経由しないため、受託手数料がかからない。コンビニ交付を利用している地方公共団体に提供されているオプションサービスである。

(37) タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスして、チケットの予約・購入や公的機関の証明書等の自動交付等、様々なサービスが利用できる。

サービスである。コンビニ交付している地方公共団体は全国 1,741 市区町村中 1,371 市区町村(内 978 市区町村が各種税証明書のコンビニ交付可能)がこのサービスを活用しており、キオスク端末設置拠点数は 56,351 拠点にのぼる(令和 7 年 5 月 15 日現在)⁽³⁸⁾。

また、コンビニ交付による各種納税証明書交付手数料は 200 円であり、多くの地方公共団体が窓口や郵送による交付手数料を 300~400 円としているのに比べて、コンビニ交付にインセンティブを与えていた。

(38) 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) 「コンビニ交付最新情報」(https://www.j-lis.go.jp/file/conveni_koufu20250515.pdf) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

第 2 章 納税証明等の現状と課題

納税証明事務の主な内容を紹介するとともに、国と地方の納税証明等の現状、特にオンラインによる手続等を概観し、納税証明等の課題を確認する。

第 1 節 紳税証明事務

納税証明書の発行は、交付請求の都度、速やかに発行する必要があるが、納税証明書が国税債権の有無確認、納税者の資力の判定や入札参加資格審査等に利用されること、また、その記載内容が納税者の固有情報であることから、その発行に当たっては、守秘義務を遵守しつつ、確実に対応する必要がある。

本節では、納税証明の主な事務処理（①納税証明書交付請求書の受理・確認、②納税証明書の作成・発行、③納税証明書発行事績の確認）を紹介する。

1 紳税証明事務（書面による申請・発行）

（1）納税証明書交付請求書の受理・確認

イ 請求者の本人確認・個人番号確認等

納税証明書の請求者から「納税証明書交付請求書⁽³⁹⁾」が提出された場合及び署名省略オンライン⁽⁴⁰⁾による請求者が来署した場合、本人確認・個人番号確認等を行う。確認は、マイナンバーカード及び運転免許証等の身分証明書により行い、氏名、住所及び個人番号等が交付請求書の記載内容と相違がないかを確認する。

請求者が代理人である場合、委任状と代理人の本人確認を行う。

ロ 交付手数料の確認

納税証明書交付手数料について、請求者に収入印紙を貼付するか、現金による納付かを確認する。

(39) 「通則法施行規則 16 条 1 項 別紙 8 号書式」第 1 章第 1 節 5 参考 3 を参照。

(40) 第 1 章第 2 節 1(2)ト(ホ)を参照。

ハ 使用目的の確認

納税証明書の請求の目的が、通則法施行令 41 条 6 項の規定に該当するか⁽⁴¹⁾を確認する。

領収証書の代わりとする場合や単なる資料とする場合などは、使用目的として認められないため、納税証明書を発行できない。

二 証明事項の確認

納税証明書の発行を受けようとする年度及び税目等が適正であることを確認する。

(2) 納税証明書の作成・発行

イ 交付請求内容の入力

作成担当者は、交付請求者が国税総合管理システム⁽⁴²⁾（以下「KSK システム」という。）に登録されているかを確認して、納税証明書交付請求書の内容に基づいて、納税証明書の種類（その 1～その 4）、年度及び税目等を KSK システムに入力する。

ロ 納税証明書の作成

上記イの入力後、確認帳票が作成されるので証明内容を確認する。必要に応じて、証明内容の訂正入力を行う。

ハ 納税証明書の審査・決裁

作成担当者は、上記ロまでの確認帳票のほか、作成過程で別途確認した資料を審査担当者に回付して、証明内容の審査を受ける。

審査終了後、請求者に交付する納税証明書を印刷して、確認帳票等とあわせて、統括官に回付して、決裁を受ける。

ニ 納税証明書の発行

交付手数料を現金で納付する場合、請求者から交付手数料を領収して、領収証書を交付するとともに、納税証明書を交付する。

(41) 第 1 章第 1 節 4(2)を参照。

(42) 全国の国税局・税務署をネットワーク連携し、申告・納税等の各種情報を入力、国税債権を一元的に管理するシステム。

(3) 納税証明書発行事績の確認

当日に発行した納税証明書について、システムから確認用の帳票を出力して、納税証明書の発行枚数、収入印紙の貼付枚数・金額及び現金領収した金額等を確認とともに、貼付された収入印紙に消印処理する。

2 オンライン申請による納税証明事務

オンライン申請には、①電子申請・電子発行（自宅等申請・自宅等受取）、②電子申請・書面発行（自宅等申請・自宅等受取）、③来署型オンライン（来署申請・来署受取）、④署名省略オンライン（自宅等申請・来署受取）の4つの申請・受取方法があるが、税務署における窓口交付のない、①電子申請・電子発行）、②電子申請・書面発行（郵送）の主な事務処理を紹介する。

(1) 納税証明書交付請求データの受信確認

イ 納税証明書交付請求データの受信確認

納税証明書の請求者から e-Tax を利用して納税証明書の交付請求があり、e-Tax の審査で正常なデータと判定された場合、担当の税務職員宛に交付請求があった旨がメール連絡される。

ロ 電子証明書の確認

担当者は、いわゆる「なりすまし」防止の観点から、納税証明書交付請求データとともに送信される電子証明書について、納税者本人の納税証明書交付請求データであるかを確認する。

請求者が代理人である場合、委任状（XML 形式もしくは PDF 形式）又は委任事項が記録された電子証明書を確認する。

ハ 納税証明書交付請求データの審査

納税証明交付請求データについては、その内容に不備（電子証明書が失効している等）があった場合、e-Tax の審査により請求者に自動で請求者に連絡するものもあるが、不備があっても請求者にその旨が通知されないものは、請求者に内容の確認や再送信するよう個別に連絡する。

(2) 納税証明書の作成・発行

イ 交付申請内容の入力（データ連絡）

作成担当者は、e-Tax で受取した交付請求データを KSK システムに連絡する。

ロ 納税証明書の作成

上記イのデータ連絡後、KSK システムにおいて確認帳票が作成されるので証明内容を確認する。必要に応じて、証明内容の訂正入力を行う。

ハ 納税証明書の審査・決裁等

作成担当者は、上記ロまでの確認帳票のほか、作成過程で別途確認した資料を審査担当者に回付して、証明内容の審査を受ける。

審査終了後、書面による交付（郵送）を行う場合、KSK システムの確認帳票を基に e-Tax に納税証明の発行可否を入力して、交付手数料や郵送料等を確認する。

審査終了後、電子による交付を行う場合、KSK システムから e-Tax へ納税証明書データの連絡処理を行う。連絡処理後、e-Tax の証明内容が KSK システムで作成したものと同一であるか、交付手数料等の確認を行う。電子による交付が納税証明書データ（XML データ）の場合は、官職署名等の添付処理を行う。

審査終了後、確認帳票等を統括官に回付して、決裁を受ける。

ニ 納税証明書の発行

(イ) 電子発行の場合

決裁終了後に担当者が発行処理を行うことにより、請求者に交付手数料の電子納付に必要な「納付番号」等を e-Tax のメッセージボックスに連絡する。請求者は、交付手数料を電子納付した後、電子納税証明書をダウンロードすることにより、電子納税証明書を取得することができる。

(ロ) 書面発行（郵送）の場合

決裁終了後に担当者が発行処理を行うことにより、交付手数料及び郵送料の電子納付に必要な「納付番号」等を e-Tax のメッセージボッ

クスに連絡する。請求者の交付手数料等の電子納付が確認され次第、納税証明書を郵送するとともに、納税証明書を発送した旨を e-Tax のメッセージボックスに連絡する。

(3) 納税証明書発行事績の確認

当日に発行した納税証明書について、第 2 章第 1 節 1 (3) と同様に発行事績等の確認を行う。

第 2 節 紳税証明書交付請求のオンライン利用率

1 規制改革実施計画によるオンライン利用率促進

「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」（2021 年）の一分野である「デジタルガバメントの推進」において、国民や事業者の利便性向上の観点からオンライン利用を促進することとされ、各府省の 28 事業がオンライン利用率を大胆に引き上げる取組対象として、オンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされた。あわせて、原則として年間 10 万件以上の手続を含む事業の全てについて、28 事業に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされた。この 28 事業に「国税納付手続」があり、財務省は「規制改革実施計画」に基づき、同年 10 月 18 日に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」⁽⁴³⁾を策定し、「国税納付手続」及び「納税証明書の交付請求」を対象手続とした。

2 紳税証明書交付請求のオンライン利用率引上げ

「オンライン利用率引上げに係る基本計画」の策定時に公表された納税証明書の交付請求のオンライン利用率は、以下の図表 2 のとおりであり、令和 5 年度末（2023 年）までにオンライン利用率を 20% までに引き上げること

(43) 財務省「オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 18 日）」(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213409/www.mof.go.jp/about_mof/other/regulation_reform/kihonkeikaku_20211018e.pdf)（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

を目標とした⁽⁴⁴⁾。

図表2 納税証明書交付請求 オンライン利用率①⁽⁴⁵⁾

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
9.9%	10.8%	12.7%	12.1%	10.9%

※ オンライン利用率 = オンライン請求件数/全請求件数

※ 令和2年度:オンライン請求件数 247,718 件/全請求件数 2,266,415 件

国税庁は、オンライン利用率を引き上げるため、納税証明書のオンライン請求の利便性の周知を含め、未利用者への利用勧奨のほか、税理士、関係団体、金融機関、業種団体等を通じた利用勧奨、ホームページやリーフレット等による周知・広報、申請手続を説明する動画の公開や請求者の利便性向上のためにシステムの機能改善等を行ってきた。

現在、これらの取組等により、納税証明書の交付請求のオンライン利用率は、以下の図表3のとおり向上しており、令和6年（2024年）10月21日に改定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」では、令和8年度末（2026年）までにオンライン利用率を48%までに引き上げることを目標としている⁽⁴⁶⁾。

図表3 納税証明書交付請求 オンライン利用率②⁽⁴⁷⁾

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
12.1%	10.9%	12.9%	19.4%	33.0%

※ 令和5年度:オンライン請求件数 528,705 件/全請求件数 1,603,537 件

(44) 納税証明書の交付請求のオンライン利用とは、①電子申請・電子発行（自宅等申請・自宅等受取）、②電子申請・書面発行（自宅等申請・自宅等受取）、③来署型オンライン（来署申請・来署受取）、④署名省略オンライン（自宅等申請・来署受取）により申請・受取を行うものをいう。

(45) 「オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和3年10月18日）」を基に筆者作成。

(46) 財務省「オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和6年10月21日）」（https://www.mof.go.jp/about_mof/other/regulation_reform/kokuzeinouhu_20241021_plan.pdf）（2025年6月10日最終閲覧）。

(47) 「オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和6年10月21日）」を基に筆者作成。

第 3 節　納税情報の添付自動化

1 行政のデジタル化の推進

令和元年（2019 年）に改正された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル行政推進法」という。）では、同 2 条（基本原則）により、①デジタルファースト：一連の手続や事務処理がデジタルで行われることにより迅速かつ的確に行われること、②ワンスオンリー：行政機関等に提供された情報は、行政機関等が相互に連携して情報共有することにより、同一内容の情報提供を要しないこと、③コネクテッド・ワンストップ：民間事業者を含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現することをデジタル化の基本原則とした。これにより、国の行政機関等は、申請や処分通知⁽⁴⁸⁾のオンライン実施を原則化するとともに、本人確認等や手数料納付もオンライン実施（電子署名等、電子納付）することとなり（同 6 条：電子情報処理組織による申請等、同 7 条：電子情報処理組織による処分通知等）、行政機関等の相互の情報連携等により、入手・参照できる情報に係る添付書類は、添付を要しないこととなった（同 11 条：添付書面等の省略）。

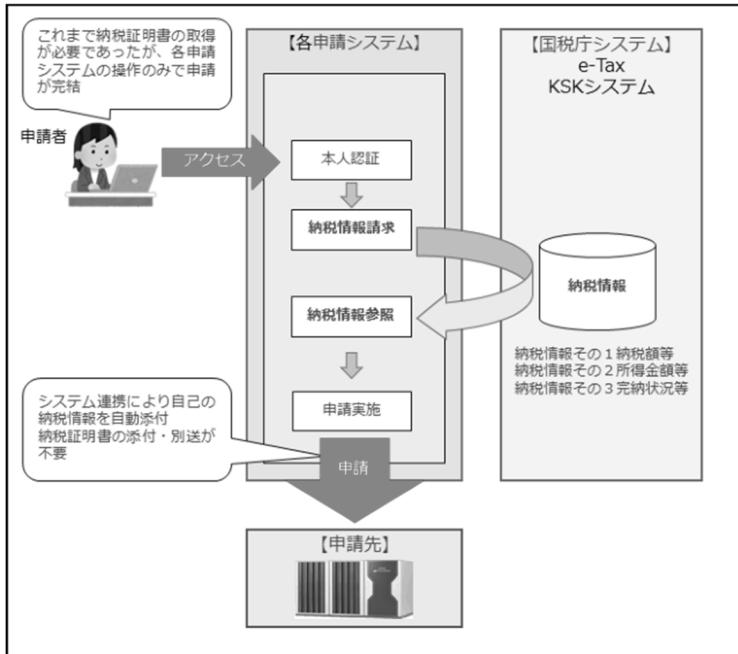
2 納税情報の添付自動化

官公庁における特定の申請手続（入札における全省庁統一資格の取得等）においては、その必要書類として、納税証明書の提出が求められているところ、国税庁では、令和 5 年（2023 年）1 月から納税情報を自動で添付できる「納税情報の添付自動化」の運用を開始した。現在、デジタル庁が所管する「調達ポータル」（物品・役務に係る調達手続）及び国土交通省が所管する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP ジェイシップ：Japan Construction Industry electric application Portal）」において、利用可能となっている。

(48) 処分通知とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の通知、その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知をいう。

この仕組みの導入により、①税務署への来署が不要、②交付手数料が無料、③納税証明書に代わる納税情報の自動連携による請求者の利便性向上・事務負担軽減、④納税情報の自動作成により税務職員の事務負担がなくなる等、デジタル化・効率化が進んでいる。

参考 4 納税情報の添付自動化イメージ⁽⁴⁹⁾



第 4 節 地方税の納税証明の現状等

第 1 章第 3 節において、地方税の納税証明に係る証明事項や交付等について、述べてきたところ、それらは国税の納税証明とほぼ同様であるが、納税証明書

(49) 国税庁「納税情報の添付自動化に関する Q&A」1 頁を基に筆者作成。[\(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/nozei-joho_qanda.pdf\)](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/nozei-joho_qanda.pdf) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

の交付請求や受取方法等は、地方公共団体ごとに異なる。本節では、地方税の納税証明の現状、特に地方公共団体におけるオンラインによる手続等の現状を確認する。

1 地方税の納税証明書の交付請求・受取

国税におけるオンライン申請には、①電子申請・電子発行（自宅等申請・自宅等受取）、②電子申請・書面発行（自宅等申請・自宅等受取）、③来署型オンライン（来署申請・来署受取）、④署名省略オンライン（自宅等申請・来署受取）の 4 つの申請・受取方法があるが、地方税においては、①電子申請・電子発行の対応をしている地方公共団体はなく、一部の地方公共団体では、②電子申請・書面発行の対応をしている。これらの地方公共団体は、独自に開発・運用している電子申請システム、マイナポータルが提供しているぴったりサービス⁽⁵⁰⁾や LINE による申請⁽⁵¹⁾を活用して電子申請対応しており、その書面発行は、郵送、もしくは、窓口受取で対応している。

また、第 1 章第 3 節 6 で紹介したマイナンバーカードを利用したコンビニ交付、マイナンバーカード専用証明書自動交付機による交付やらくらく窓口証明書交付サービスを利用した交付で対応している。

地方公共団体によって、デジタル化の対応状況が異なるのは、それぞれの納税証明書の電子申請システムと地方公共団体が個別に開発運用している税務関係の事務処理システム等が連携している地方公共団体があること、システム開発・運用に係る人材確保や財政的負担を要することが考えられる。

(50) 平成 29 年（2017 年）から子育て分野で運用開始され、オンラインで各種手続の検索、書類の作成が可能となっており、マイナンバーカードを利用して電子署名を付して電子申請できる。地方公共団体は、ぴったりサービスを活用することにより、独自の電子申請システムの開発・運用をする必要がなくなった。

(51) 渋谷区等がサービスを導入しており、住民票、印鑑証明書及び税証明書等の申請について、マイナンバーカード等を利用して本人確認を行い、申請が可能となっている。

2 自動車税の納付確認

(1) 納税証明書の提示

自動車の継続検査（車検）においては、継続検査の申請をする場合、申請者は自動車税等の「滞納がないことを証するに足る書面を呈示しなければならない」と道路運送車両法 97 条の 2 に規定されている。当該規定は、自動車台数の増加に伴い自動車税の滞納額も増加する傾向にあったため、継続検査の機会を捉えて自動車税の徴収を確保するため、昭和 29 年（1954 年）の道路運送車両法の一部改正により追加されたものである⁽⁵²⁾。申請者は、継続検査の際に国の自動車検査場等で自動車税の納税証明書を提示する必要がある。

(2) 自動車税の納付確認

地方税共同機構⁽⁵³⁾から、自動車を保有するために必要な各種手続をオンラインで行うためのワンストップサービス（OSS）が提供されており、平成 27 年（2015 年）4 月から自動車税納付確認システム（以下「JNKS（ジェンクス）」という。）の運用を開始している⁽⁵⁴⁾。JNKS の運用開始により、国土交通省所管の運輸支局等が自動車税の納付状況を都道府県（税事務所）にオンラインで確認できるようになったため、これまで継続検査（車検）の申請時に必要であった納税証明書の提示を省略できるようになった。更に、令和 5 年（2023 年）1 月から市区町村が賦課徴収する軽自動車税の納付状況を確認できる軽 JNKS の運用を開始、令和 7 年（2025 年）4 月からは二輪の小型自動車（排気量 250cc 超の二輪車）についても、軽 JNKS

(52) 大頭尚志「演習道府県税 自動車税納税証明書等（継続検査用）の取扱い」税〔復刊〕54 卷 3 号 152 頁（ぎょうせい、1999）。

(53) 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に地方税法に基づき地方団体が共同して運営する地方共同法人として設立。地方税に関する電子手続のポータルシステムである eLTAX や自動車税等関係手続システムの管理運営、地方税に関する教育・研修や広報その他の啓発活動等の業務を行っている。

(54) OSS 都道府県税協議会が平成 17 年（2005 年）から OSS、平成 27 年（2015 年）から JNKS を運用している。OSS 都道府県税協議会は平成 31 年（2019 年）に解散し、全国地方税務協議会、地方税電子化協議会とともに地方税共同機構に統合されている。

による運用を開始している。

また、継続検査（車検）の整備・点検等を行う自動車特定整備事業者（認証工場、指定工場）等においても、JNKS とは別に一部の地方公共団体が提供する継続検査の実施可否を確認できるシステムを利用することにより、自動車税の納付状況や継続検査の実施可否情報等が確認できるようになっている⁽⁵⁵⁾。

3 地方税の納税証明書交付手数料の納付方法

納税証明書交付手数料については、第 1 章第 3 節 5 で述べたように各地方公共団体の条例の定めにより、概ね 300 円から 400 円としているところ、その納付方法についても条例により様々である。主な納付方法は、各地方公共団体が発行する証紙や現金であるが、利便性向上のために証紙を廃止する動きが出ており、東京都は「東京都収入証紙条例」を平成 22 年（2010 年）4 月 1 日から廃止、大阪府は「大阪府証紙徴収条例」を平成 30 年 10 月 1 日から廃止しているほか、いくつかの地方公共団体においても廃止、今後に廃止を検討している地方公共団体もある。

証紙を廃止した地方公共団体における納税証明書交付手数料の納付方法は、東京都の場合、現金、クレジットカード、コード決済及び電子マネー⁽⁵⁶⁾、大

(55) 東京都では「車両継続検査実施可否判断システム」を提供しており、システム利用を許可した自動車販売業者や自動車特定整備事業者等に ID・パスワードを発行、利用者はシステムに自動車の登録番号と車台番号を入力することにより、継続検査実施の可否について、「○（可）」、「×（否）」を確認できる。

岩手県では「自動車継続検査用確認システム」を提供しており、システム利用を納税義務者又はその代理人として、事前登録は不要、利用者は連絡先電話番号を入力することによりシステムにログイン、自動車の登録番号と車台番号を入力することにより、「納税証明書なしで車検が受けられます。」等との回答を確認できる。

上記のほかにも自動車税の納付状況を確認できるシステムを提供している地方公共団体はある。

(56) 東京都主税局「窓口における各種証明書等の手数料の支払い方法について」
(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/scene/certification/fixed_assets/shinsei_payment) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。東京都では、現金、クレジットカード（非接触 IC）：Visa、Mastercard、AMERICAN EXPRESS、Diners Club International、Discover、コード決済：d 払い、PayPay、楽天ペイ、au PAY、Alipay、電子マネー：

阪府の場合、現金のみ⁽⁵⁷⁾による納付方法にて対応している。

廃止した地方公共団体においては、証紙を廃止する以前は、別途窓口等にて証紙を購入してから各種証明書等を請求する必要があったが、現金、クレジットカード及びキャッシュレス決済にて対応することにより、請求者の利便性を向上させている。

第 5 節 納税証明等の課題

1 納税証明に係る手続の事務負担

納税証明に係る手続の事務負担について、請求者、税務職員及び提出先ごとに整理する。電子申請による納税証明に係る手続の流れは、後述（4）参考：電子申請による納税証明に係る手続の流れを参考にされたい。

（1）請求者の事務負担

納税証明書の請求者には、請求から提出までに以下の事務負担が生じる。

イ 納税証明書交付請求書の作成等

納税証明書の交付を受けようとする者は、第 1 章第 1 節 5 に述べたように証明を受けようとする国税の年度及び税目等、一定の事項を記載した納税証明書交付請求書を作成して、提出しなければならない。

（イ）窓口請求

現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に来署の上、窓口に納税証明書交付請求書を提出する。

（ロ）郵送による請求

交通系電子マネー（Suiaca、PASMO 等）、WAON、nanaco、iD、QUICPay+を利用して納付できる。郵送申請の場合、定額小為替で納付する。

（57）大阪府「納税証明書」

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/nouzeishomei.html#koufu>）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。大阪府では、現金以外のキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）により各種申請手数料を納付できるが、納税証明書交付手数料の納付方法は現金のみである。郵送申請の場合、定額小為替、普通為替や現金書留で納付する。

現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に納税証明書交付請求書を郵送する。封筒の表面には「納税証明請求在中」と記載して、以下のものを同封する。

- ・ 必要事項を記載した納税証明書交付請求書
- ・ 手数料の金額に相当する収入印紙
- ・ 所要の切手を貼った返信用封筒
- ・ マイナンバー確認書類の写し及び本人確認書類の写し（個人のみ、法人の場合はいずれも不要）

(八) オンライン請求

主な作業は以下のとおりである。

① 事前準備（初回のみ）

e-Tax ソフト（WEB 版）を利用するためには、パソコンの場合は事前準備セットアップ（eTaxWEB_IEsetup.exe）、また、スマートフォン等の場合はマイナポータルアプリを必要に応じてインストールする。

② e-Tax へのログイン

マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンや IC カードリーダライタを利用して、e-Tax にログインする。（マイナンバーカードを利用せずに利用者識別番号⁽⁵⁸⁾とパスワードでもログインすることができる。法人利用者は、利用者識別番号とパスワードのログインのみ。）

③ 交付請求データの作成・送信

【電子発行の場合】

納税証明書を交付請求する提出先税務署（所轄の税務署）、交付ファイルの種類（PDF 形式、XML 形式）、証明書の種類（その 1 ～その 4）、年度、税目や使用目的（資金借入、入札参加指名願等）

(58) e-Tax を利用するために必要となる 16 衍の ID 番号であり、e-Tax を利用する際に事前に利用者情報を登録して利用者識別番号を取得する。

等を入力、電子署名及び電子証明書を添付して、交付請求データを送信する。

【書面発行の場合】

納税証明書を交付請求する提出先税務署（所轄の税務署）、来署予定日、連絡先、証明書の種類（その 1～その 4）、年度、税目、請求枚数や使用目的（資金借入、入札参加指名願等）等を入力、電子署名及び電子証明書を添付して、交付請求データを送信する（窓口受取の署名省略オンライン請求の場合、電子署名及び電子証明書の添付は不要）。

□ 本人確認・個人番号確認等

上記イ(イ)の窓口請求や上記イ(ハ)の署名省略オンライン請求にて、窓口に来署する場合、マイナンバーカード及び運転免許証等の身分証明書を提示して、氏名、住所及び個人番号等が交付請求書の記載内容と相違がないかの本人確認・個人番号確認等を受ける。

ハ 交付手数料の納付

電子申請・電子発行や電子申請・書面発行（郵送受取）の場合、税務署から連絡される納付番号・確認番号及び収納機関番号⁽⁵⁹⁾を使用して、インターネットバンキングや ATM 等からマルチペイメントネットワーク（MPN）⁽⁶⁰⁾が提供する Pay-easy（ペイジー）⁽⁶¹⁾を利用して納付する。

それ以外の窓口や郵送における書面発行の場合、収入印紙又は現金により納付する。

二 納税証明書の受取

(59) 収納機関ごと付番されており、申告所得税、法人税、消費税、源泉所得税等の税金の納付は「国税庁（e-Tax）：00200」、行政手数料、その他の歳入金の納付は「財務省（会計センター）：00100」であり、納税証明書交付手数料は「財務省（会計センター）：00100」を使用する。

(60) 税金、公共料金や企業等への支払いについて、官公庁、企業と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、その決済情報を連絡する仕組み。

(61) 税金、公共料金やネットショッピング等の支払いをパソコン、スマートフォンや ATM から支払うことができるサービス。

電子申請・電子発行、電子申請・書面発行（郵送受取）や郵送による書面申請・書面発行（郵送受取）の場合、自宅等で納税証明書を受け取ることができる。

それ以外の場合、税務署に来署の上、納税証明書を受け取る。

ホ 納税証明書の提出

電子発行の場合、納税証明書の電子ファイル（PDF 形式又は XML 形式）を官公庁等の提出先の各システムにアップロードする方法や直接メールする方法等により送信する。

書面発行の場合、納税証明書を官公庁等の窓口や担当部署等に持参するか、郵送により提出する。

いずれの場合も提出先ごとに電子納税証明書の送信や納税証明書（書面）の持参・郵送等の事務負担があり、特に納税証明書（書面）の場合は、交付手数料や送料の費用負担が大きい。

（2）税務職員の事務負担等

イ 納税証明書の請求件数

納税証明書の請求件数は、令和 5 年度（2023 年）では 1,603,537 件（内オンライン請求件数は 528,705 件、オンライン利用率は 33.0%）となっており、1 日当たりの発行件数が 50 件以上となる税務署もあり、従前からその事務負担は大きい。

ロ 納税証明事務の事務負担

税務職員の納税証明事務については、第 2 章第 1 節の納税証明事務に詳細を述べているが、①納税証明書交付請求書の受理・確認、②納税証明書の作成、③納税証明書の審査、④納税証明書の決裁、⑤納税証明書の発行、⑥交付手数料の納付、⑦納税証明書の発行事績の確認等の処理があり、複数の人員と多くの事務量を要している。

窓口における納税証明書の交付請求があった場合、速やかに納税証明

書を発行する必要がある。国税庁では、国税庁実績評価⁽⁶²⁾の目標として「納税証明書の 15 分以内の発行割合」の目標値を 90% としてきた⁽⁶³⁾ところ、その達成割合は目標値を上回っている。一方、納税証明事務に従事する税務職員は、他の事務に従事していても、最優先で納税証明事務に従事しなければならず、迅速での的確な処理が求められることから、事務的、心理的な負担は大きい。

また、納税証明書交付請求のオンライン利用率が伸びていることは第 2 章第 2 節にて述べたところ、オンライン利用である①電子申請・電子発行（自宅等申請・自宅等受取）、②電子申請・書面発行（自宅等申請・自宅等受取）、③来署型オンライン（来署申請・来署受取）、④署名省略オンライン（自宅等申請・来署受取）によるこれら申請・受取は、請求者の利便性は向上するが、窓口における書面申請・書面発行の事務負担に比して、e-Tax との連絡作業等があるため、税務職員の事務負担は増えている。

（3）提出先の事務負担

納税証明書を必要とする提出先（金融機関、官公庁等）の事務負担は、納税証明書の受取と内容確認である。

イ 電子納税証明書の場合

（イ）受取

受取方法は、提出先の各申請システムにアップロードする方法や直接メール連絡する方法等がある。システムにアップロードする方法の

(62) 財務大臣が「国税庁が達成すべき目標」を設定し、その目標に対する実績を評価して公表しており、国税庁では毎年 6 月末までに、翌事務年度の「国税庁実績評価実施計画」を策定、「国税庁実績評価事前分析表」を作成・公表している。毎年 10 月頃に、前事務年度の実施計画に基づく「国税庁実績評価書」を作成・公表している。

(63) 平成 13 事務年度（2001 年）から「納税証明書の 15 分以内の発行割合」の目標を設定してきたが、設定以降継続して目標を達成しており、迅速での的確な処理が定着したこと、令和 2 事務年度（2020 年）から「e-Tax の利用状況（納税証明書の交付請求手続）」を新たに目標設定して、オンライン請求の利用拡大に取り組んでいることから、令和 5 事務年度（2023 年）から当該目標を廃止している。

場合、システムに請求者が電子納税証明書を送信できる仕組みを開発・運用する負担があり、直接メール連絡する方法の場合でも、電子納税証明書が提出されているかを定期的に確認する等の負担がある。

(p) 内容確認

電子納税証明書については、税務署長が発行したものであることや改ざんされていないことを確認する方法が提供されており、その形式により確認方法が異なる。

A PDF 形式の確認

電子納税証明書が偽造されたものでないか、国税庁ホームページ内に掲載している「様式説明図」を参考に偽造防止技術（特殊潜像模様、マイクロ文字、レリーフ模様等）を確認する⁽⁶⁴⁾。

また、国税庁ホームページ内の「QR コード付納税証明書確認コーナー」⁽⁶⁵⁾に QR コードが付された電子納税証明書をアップロードすることにより、税務署で発行した証明内容が証明書形式で画面表示されることから、当該画面表示と提出された納税証明書を比較して確認する。

B XML 形式の確認

国税庁が提供している専用の e-Tax ソフトを使用してデータの改ざん等が行われていないことを確認する。e-Tax ソフトでは、①データが改ざんされたものではないか、②官職証明書の有効期限、③ルート証明書からのパス検証⁽⁶⁶⁾、④官職証明書の失効確認、⑤検証結果を確認できる。

(64) 国税庁「電子納税証明書（PDF）の様式説明図」

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/01-9_6.pdf）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(65) 国税庁「QR コード付納税証明書確認コーナー」

（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/kakunin.htm>）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(66) e-Tax ソフトでは、パソコンに組み込んだルート証明書を使用して、接続先のサーバが信頼できる相手であることを確認できる。

□ 納税証明書（書面）の場合

(イ) 受取の事務負担

受取方法は、窓口や担当部署等にて受取、又は、郵送等による受取がある。

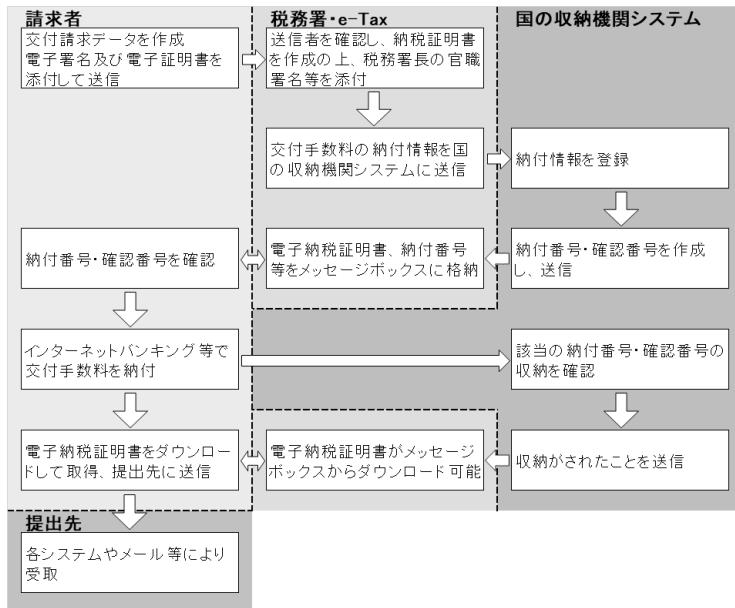
(ロ) 内容確認の事務負担

納税証明書が偽造されたものでないか、国税庁ホームページ内に掲載している「様式説明図」を参考に偽造防止技術（特殊潜像模様、マイクロ文字、コピー検査、レリーフ模様等）を確認する。

また、国税庁ホームページ内の「QR コード付納税証明書確認コーナー」に QR コードが付された納税証明書のスキャンデータをアップロードすることにより、税務署で発行した証明内容が証明書形式で画面表示されることから、当該画面表示と提出された納税証明書を比較して確認する。

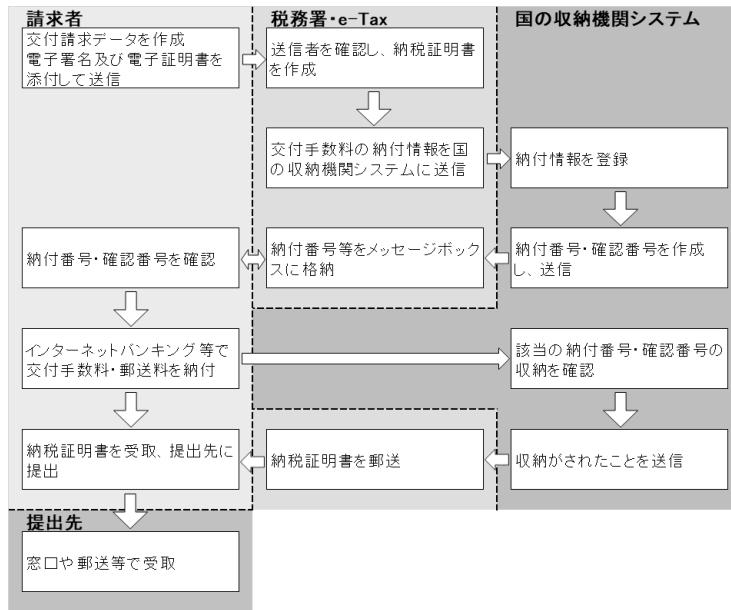
(4) 参考：電子申請による納税証明に係る手続の流れ

電子申請による納税証明は、4 つの申請・受取方法があり、①電子申請・電子発行（自宅等申請・自宅等受取）、②電子申請・書面発行（自宅等申請・自宅等受取）、③来署型オンライン（来署申請・来署受取）、④署名省略オンライン（自宅等申請・来署受取）のその手続の流れは、以下の参考 5～7 のとおりである。なお、③来署型オンライン（来署申請・来署受取）は、参考 7 の④署名省略オンライン（自宅等申請・来署受取）とほぼ同様（③は来署の上、納税者のスマホや税務署の PC 等にて申請する。次回から他の電子申請へ誘導するための施策）であるため、省略する。

参考 5 ①電子申請・電子発行（自宅等申請・自宅等受取）⁽⁶⁷⁾

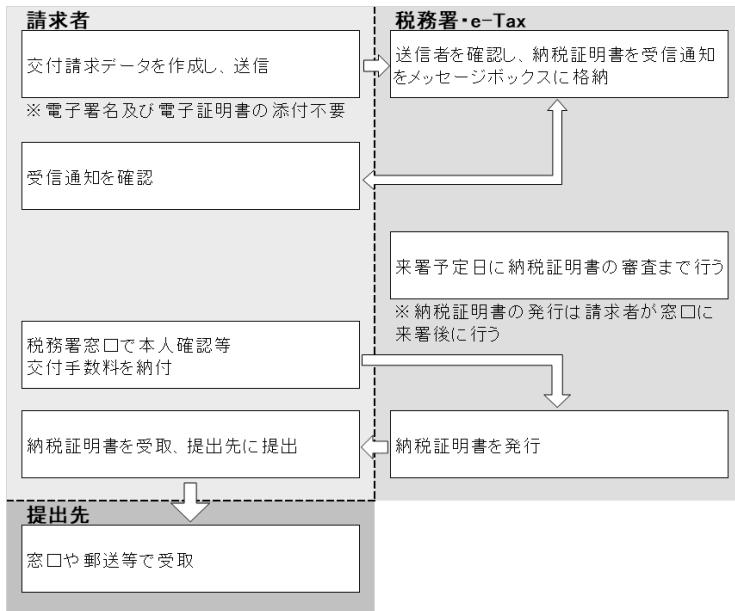
(67) 国税庁「2 電子納税証明書（電子ファイル）について（詳細）(2)交付請求・発行手続の流れ」(<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>)（2025年6月10日最終閲覧）を基に筆者作成。

参考 6 ②電子申請・書面発行（自宅等申請・自宅等受取）(68)



(68) 国税庁「1 書面の納税証明書を受け取る場合について（詳細）（3）郵送受取」
[\(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm\)](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm) (2025年6月10日最終閲覧)
 を基に筆者作成。

参考 7 ④署名省略オンライン（自宅等申請・来署受取）⁽⁶⁹⁾



(5) 小括

イ 請求者の事務負担

納税証明書提出を義務としている行政手続（入札参加資格申請ほか）は多く、その提出先ごとに納税証明書を取得・提出しなければならない上、その手続も本人確認等を的確に行う必要があるため、請求者の事務負担は大きい。電子納税証明書については、複製しても原本として提出可能であること、交付手数料も書面 400 円に比し 370 円と割安であることから、複数枚の取得、交付手数料や送料の負担は軽減されている。

ロ 税務職員の事務負担

(69) 国税庁「1 書面の納税証明書を受け取る場合について（詳細）（2）窓口受取」(<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>)（2025年6月10日最終閲覧）を基に筆者作成。

納税証明書の請求件数が相当数あるなかで、オンラインによる請求件数は増加傾向にあり、請求者の利便性は向上しているが、オンラインによる請求は、窓口における請求に比べて事務量が多く、税務職員の事務負担は依然として大きい。

ハ 提出先の事務負担

納税証明書の提出を受けた官公庁や金融機関等は、納税証明書が真正なものであるかを確認する必要がある。XML 形式の電子納税証明書の場合、e-Tax ソフトを利用した確認を行う必要があったが、令和 3 年（2021 年）に PDF 形式の電子納税証明書が導入され、国税庁ホームページ内の「QR コード付納税証明書確認コーナー」において、確認できるようになったことから、その事務負担は軽減された（書面の納税証明書にも QR コードが付されており、同様に確認できる）。

2 納税証明等のオンライン対応等

（1）納税証明のオンライン利用

納税証明のオンライン利用は、①電子申請・電子発行（自宅等申請・自宅等受取）、②電子申請・書面発行（自宅等申請・自宅等受取）、③来署型オンライン（来署申請・来署受取）、④署名省略オンライン（自宅等申請・来署受取）による方法があり、その利用率は年々増加しているものの、その請求件数の内訳としては、③来署型オンライン（来署申請・来署受取）が一番多い。その理由は、納税証明書の請求者が来署した際、税務職員がオンラインによる交付請求を勧奨して、申請方法等を一度体験してもらい、その後、パンフレット等を配付して、次回以降は、自宅等から上記①、②、④の方法にて申請してもらうことを目的としているためである。今後、自宅等からの申請が増加していくことにより、請求者の利便性向上や税務署の窓口における事務負担軽減に繋がるため、継続してオンライン利用を推進していく必要がある。

（2）自動交付機・コンビニ交付

地方公共団体における自動交付機やコンビニ交付については、第 1 章第 3 節 6 にて述べているが、多くの地方公共団体がこれらの方法を活用することにより、請求者の利便性向上や事務負担軽減を図っている。

現在、国税庁ではいずれの方法も導入していないが、導入する場合、以下の課題を検討する必要がある。

① 対象者が少ないとこと

個人関係の納税証明書の申請割合が全体の約 3 割、その内訳が本人申請約 6 割、代理人申請が約 4 割であり、自動交付機やコンビニ交付による対象者は全体の 2 割に満たない（自動交付機やコンビニ交付は、マイナンバーカード等による本人確認により発行しているため、法人の各種証明書や代理人による申請には対応していない）。

② 正確性の確保

地方公共団体がコンビニ交付等の対応している個人住民税や個人事業税等は、賦課課税方式であることから、地方公共団体において、納付すべき税額を決定して通知するのに対し、所得税や消費税等は、自己の納税すべき税額を計算して申告する申告納税方式であることから、申告書が提出されてから、その申告内容を税務署のシステムに入力するまでに一定の期間を要する。その納税についても、金融機関やコンビニ等で納付した情報が税務署のシステムに連絡されるまで数日を要している。

特に、所得税の確定申告期限である 3 月 15 日までには、電子申告、窓口提出や郵送により大量の所得税の確定申告書が提出されることから、その申告内容を税務署のシステムに入力するまでに他の時期より期間を要している。

このように申告・納税してから税務署のシステムに入力するまでにタイムラグがあり、この時期に納税証明書の請求があった場合は、税務署窓口では、別途、システムに未入力の申告書や納税の事績を確認して対応している。このようなケースの場合、オンラインによるコンビニ交付

等では、納税証明書の正確性を確保できないため、取得可能時期⁽⁷⁰⁾を設定する等の対応が必要となる。

③ 納税証明書交付手数料関係

現在、納税証明書交付手数料の納付方法については、書面による交付請求の場合は収入印紙又は現金により納付、オンラインによる請求の場合はインターネットバンキング等により納付することとしているため、コンビニ交付等による請求の場合はコンビニ等にて納付のあった時点での納税証明書の交付を可能とする関係法令の整備が必要となる。

(3) 納税情報の添付自動化の拡充

第2章第3節2で述べた納税情報の添付自動化については、その利用により請求者の利便性向上や事務負担が軽減されるとともに、税務署における事務負担も軽減している。納税証明書の利用目的の多くは、入札参加資格申請のための官公庁等への提出や資金借入のための金融機関等への提出であることから、今後、納税情報の添付自動化が地方公共団体や金融機関等に拡充されることが望まれる。

イ 地方公共団体

国が所管する行政手続等においては、調達ポータルや建設業許可・経営事項審査電子申請システムにて、納税情報の添付自動化が利用可能となっているが、地方公共団体が所管する行政手続等においては、納税情報の添付自動化は利用されていない。

ロ 金融機関等

国や地方公共団体が所管する融資制度、運転資金の借入やローン等の申請においては、納税証明書の提出を要する⁽⁷¹⁾ことが多い。これらの融

(70) 例えば、個人の申告所得税の確定申告期限・納期限は3月15日、振替納税の場合、振替納付日は4月中旬であることから、コンビニ交付による納税証明書の取得可能時期を5月以降とする等の対応が必要となる。

なお、地方公共団体における課税証明書をコンビニ交付サービスで取得する場合にも取得可能時期があり、6月10日頃から取得可能としている市区町村が多い。

(71) 日本政策金融公庫 よくあるご質問 事業を営む方 中小企業の方

Q13 手続きの流れについて教えてください。[直接貸付の手続の流れ]

資審査等において、金融機関等が納税情報の添付自動化の仕組みを利用することにより、納税証明書の提出を不要とすることができれば、請求者の利便性向上や事務負担軽減だけではなく、金融機関等においてもリアルタイムで納税情報を確認できる等のメリットがある。

(<https://www.jfc.go.jp/n/faq/a300.html>) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。
東京都産業労働局 東京都中小企業制度融資 必要書類
(<https://www.sangyoro.do.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/syorui/>) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

第 3 章 諸外国の納税証明等

各国の税務当局ホームページ及び文献等にて確認することができた諸外国の納税証明等を概観する。本章においては、我が国の納税証明と同様の使用目的があるものを「納税証明等」と定義する。

第 1 節 諸外国の納税証明等

1 諸外国の納税証明等

(1) アメリカ

イ 納税証明等の種類

アメリカの連邦税に関する納税証明等 (Tax Transcript) には、次のようなものがある⁽⁷²⁾。

(イ) Tax Return Transcript

納税者が提出した申告書について、申告書のほとんどの項目(住所、氏名、収入、所得、控除、税額等)を表示する。当初の申告後の変更は反映されない。当該 Transcript の表示内容は、住宅ローンを提供する金融機関等が必要とする情報が記載されている。

(ロ) Tax Account Transcript

税務口座について、申告状況、課税所得や納税等の基本情報を表示する。当初の申告後の変更は反映される。

(ハ) Record of Account Transcript

前述の Tax Return Transcript と Tax Account Transcript を結合したもの。

(ニ) Wage and Income Transcript

(72) IRS “Transcript types for individuals and ways to order them”
(<https://www.irs.gov/individuals/transcript-types-for-individuals-and-ways-to-order-them>)
(2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

賃金や収入について、雇用主やその他の支払者から税務当局に提出された情報（給与と所得税の源泉徴収、利子・配当、住宅ローンの利息控除等）を表示する。

(ホ) Verification of Non-filing Letter

申告書の提出がないことを表示する。その年の申告書を提出する義務があるかどうかを表示するものではない。

ロ 納税証明等の主な使用目的

納税証明等は、金融機関等へのローン等の申請、連邦学生援助無料申請（FAFSA : The Free Application for Federal Student Aid）⁽⁷³⁾や米国市民権・移民業務局（USCIS : United States Citizenship and Immigration Services）へのビザ申請等に使用される。

ハ 取得方法

自己のオンラインアカウントにアクセスして、納税証明等を表示して、印刷又はダウンロードして取得する。

または、自動電話サービスに電話して、郵送を申請する（到着まで 5 ～ 10 日間を要する）。

二 取得可能時期

納税証明等の取得が可能となるのは、申告書を提出してから一定の期間を要する。電子申告による場合は約 3 週間、書面による申告の場合は約 6 ～ 8 週間を要する。

(2) イギリス

イ 納税証明等の種類

イギリスの連邦税に関する納税証明等には、次のようなものがある⁽⁷⁴⁾。

(イ) SA302 (Self Assessment Tax Calculation)

納税者が提出した申告書について、所得や税額等の計算結果を表示

(73) FAFSA は、学生又はその家族が奨学金や助成金等の支援を受けるための申請。

(74) GOV.UK "Self Assessment"
(<https://www.gov.uk/browse/tax/self-assessment>) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

する。当該証明は、Tax Year Overview とあわせて、住宅ローンを提供する多くの金融機関等の審査に利用されている⁽⁷⁵⁾。

(ロ) Tax Year Overview

納税者の税額、納税額や未納税額等の概要を表示する。SA302 とあわせて提出されることが多い。

(ハ) Tax Clearance Certificate

特定の納税義務が完了していることを証明するもので、Inheritance Tax（相続税）に関する”Application for a clearance certificate (IHT30) ”⁽⁷⁶⁾のほか、企業の特定の取引（自己株式取得、会社分割等）における納税証明等⁽⁷⁷⁾がある。

ロ 納税証明等の主な使用目的

納税証明等は、金融機関等へのローン等の申請等や公共契約の入札等に使用される。

ハ 取得方法

自己のオンラインアカウントにアクセスして、納税証明等を表示して、印刷又はダウンロードして取得する⁽⁷⁸⁾。

二 取得可能時期

納税証明等の取得が可能となるのは、申告書を提出してから一定の期間を要する。電子申告による場合は 72 時間、書面による申告の場合は

(75) GOV.UK “Mortgage providers and lenders who accept a SA302 tax calculation and a tax year overview” (<https://www.gov.uk/government/publications/mortgage-providers-and-lenders-who-accept-a-sa302-tax-calculation-or-tax-year-overview>)

(2025 年 6 月 10 日最終閲覧) 住宅ローンの審査において、SA302 と Tax Year Overview の提出を受け入れる金融機関等が一覧で確認できる。

(76) GOV.UK “Inheritance Tax : application for a clearance certificate (IHT30) ” (<https://www.gov.uk/government/publications/inheritance-tax-application-for-a-clearance-certificate-iht30>) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

(77) GOV.UK “Apply for statutory clearance for a transaction” (<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-statutory-clearance-for-a-transaction#check-the-statutory-provisions-for-your-application>) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

(78) イギリスでは、税務署における窓口業務（納付、書類の提出等）は行っていない。確定申告書の作成・提出も原則オンラインとなっている。

約 6 ~ 12 週間を要する。

(3) フランス

イ 納税証明等の種類

フランスの国税に関する納税証明等 (Attestation Fiscale) には、次のようなものがある。

(イ) Avis D'impôt sur les Revenus (所得税通知)⁽⁷⁹⁾

納税者の所得、税額や納税状況等を表示する。納税者の提出した申告に基づき通知される。金融機関や公的機関等における申請等を行うため、不可欠な書類であり、これらの機関から提出の要請を受けた場合、通知の写しを提出すれば足りる。

(ロ) Attestation de Régularité Fiscale (納税証明)⁽⁸⁰⁾

法人税や付加価値税 (VAT) の納税義務 (納税、報告等) が適切に果たされていることを表示する。

ロ 納税証明等の主な使用目的

納税証明等は、金融機関等へのローン等の申請や公共契約の入札等に使用される。

ハ 取得方法

自己のオンラインアカウントにアクセスして、納税証明等を表示して、印刷又はダウンロードして取得する。

または、交付請求書を税務署に送付して、郵送を申請する。

二 取得可能時期

納税証明等の取得が可能となるのは、申告書を提出してから一定の期間を要する。申告は 4 月上旬から 6 月上旬（地域により申告期限が異なる）。

(79) impots.gouv.fr "Avis d'impôt sur les revenus"
[\(https://www.impots.gouv.fr/particulier/avis-dimpot-sur-le-revenu\)](https://www.impots.gouv.fr/particulier/avis-dimpot-sur-le-revenu) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

(80) bofip.impots.gouv.fr "Dispositions Juridiques Communes – Attestation de régularité fiscale"
[\(https://bofip.impots.gouv.fr/bofip/8485-PGP.html/identifiant=BOI-DJC-ARF-20220209\)](https://bofip.impots.gouv.fr/bofip/8485-PGP.html/identifiant=BOI-DJC-ARF-20220209) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

る) に行い、7 月末から 8 月上旬頃に Avis D'impôt sur les Revenus (所得税通知) が取得可能になる。

(4) ドイツ

イ 納税証明等の種類

ドイツの共有税⁽⁸¹⁾に関する納税証明等には次のようなものがある。

(イ) Steuerberscheid (納税通知)

納税者の所得、税額や納税状況等を表示する。納税者の提出した申告に基づき通知される⁽⁸²⁾。

(ロ) Bescheinigung in Steuersachen (納税証明)

所得税、法人税や付加価値税 (VAT) 等について、納税額、納税履歴や申告状況等を表示する⁽⁸³⁾。

ロ 納税証明等の主な使用目的

納税証明等は、金融機関等へのローン等の申請、公共契約の入札や不動産購入時における登記等に使用される。

ハ 取得方法

自己のオンラインアカウントにアクセスして、納税証明等を表示して、印刷又はダウンロードして取得する。Steuerberscheid (納税通知) は電子申告していない場合、書面にて通知される。

Bescheinigung in Steuersachen (納税証明) を書面にて取得する場合、税務署に申請書を提出して取得する。

二 取得可能時期

納税証明等の取得が可能となるのは、申告書を提出してから約 6 ~ 8

(81) ドイツの所得税、法人税や付加価値税は、連邦、州及び市町村の共有税とされており、一定の比率で配分される。

(82) Finanzämter in Bayern "Häufig gestellte Fragen und Antworten Steuererklärung und Steuerbescheid"
 (https://www.finanzamt.bayern.de/Informationen/Steuerinfos/Haeufig_gestellte_Fragen_n/Steuererklaerung_und_Steuerbescheid/#nr1) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

(83) Berlin.de "Bescheinigung in Steuersachen"
 (<https://service.berlin.de/dienstleistung/324713/>) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

週間を要する。

2　納税情報等の第三者への開示

納税情報等について、納税者が許可した第三者（金融機関等）に開示できる仕組みを導入している各国の事例を紹介する。

(1) アメリカ

イ 内国歳入法典 6103 条

アメリカでは、内国歳入法典 6103 条により申告情報等は原則開示できない。例外的に認められる事由は、同条の各項に定めがあり、同 6103 条(c) 項に納税者の同意により納税者が指定した第三者に開示できることを定めている。

ロ 第三者への開示方法

第三者への開示方法は、「IVES (Income Verification Express Service)」というサービスを利用して、①第三者（住宅ローン等の申請先である金融機関等）が申告情報及び課税年度等を指定して、オンライン又は FAX を利用して IRS (Internal Revenue Service : 内国歳入庁) に Transcript の開示を要求、②納税者は自己のオンラインアカウントにて、納税証明を受け取る第三者、開示する申告情報や課税年度等を確認して、開示に同意するか拒否するかを選択、③同意を選択した場合、第三者のオンラインアカウントのメールボックスに Transcript の情報が連絡される。手数料は Transcript 1 件につき 2 ドルを要する。

IVES のオンラインによる納税者の同意、第三者への納税証明提供は 2022 年から運用を開始しており、第三者はリアルタイムで対象者の納税証明を取得できるようになった。これは、2019 年の Taxpayer First Act (納税者ファースト法) の 2201 条により、納税情報の第三者への開示を完全に自動化して、インターネットを利用してリアルタイムで実施することとされたためである。

(2) ノルウェー

ノルウェーは、デジタルプラットフォームを利用した第三者への税務サービスを提供している先進国の例として、OECD のレポート⁽⁸⁴⁾に紹介されている。従来は、納税者が金融機関へローン申請を行う際、収入に関する書類等を金融機関に提出する必要があったが、新しい仕組みでは、①金融機関がシステムを利用して納税者に納税情報の提供に同意を求める、②納税者が、金融機関に納税情報を提供することに同意、金融機関に 1 回限りのトークンを発行、③金融機関はトークンを利用して税務当局から納税情報を受け取ることができる。

ノルウェーのすべての金融機関がこの仕組みを利用しておらず、多くのローン申請を自動的に評価できるため、コスト削減や事務の効率化がなされ、納税者、企業や政府にとって、予想される節約額は 10 年間で 6~13 億ユーロと見積もりされている。

(3) デンマーク

デンマークが ICT 先進国として注目を集めるようになったのは、世界経済フォーラムの「Network Readiness Index」（ネットワーク成熟度指数）で、2007 年から 2009 年まで 3 年連続 1 位に輝いたからである。このランキングの評価項目には、情報通信のインフラ整備状況や ICT 供給能力といった技術面の項目だけでなく、個人・企業・政府における ICT の活用状況、更には国際競争力のベースとなる教育・研究開発・税制など制度面の項目も含まれている。デンマークは、行政・医療・教育といった公的サービス分野における ICT 利用で先進的である点が高く評価されている⁽⁸⁵⁾。

デンマークの税ポータルである「Skat.dk」では、納税者が事前に許可した第三者（金融機関等）に納税情報のデータへのアクセスを許可することができる。納税者自らが、納税情報をダウンロードして金融機関等に提供

(84) OECD "Tax Administration 3.0 : The Digital Transformation of Tax Administration" p.50.
(2020, https://www.oecd.org/en/publications/2020/12/tax-administration-3-0-the-digital-transformation-of-tax-administration_886337a7.html) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

(85) 砂田薰「ユーザーが高める情報システムの価値～デンマークの電子政府を事例として」情報システム学会誌 7 卷 2 号 10-11 頁（情報システム学会、2012）。

することもできる。

第 2 節 諸外国の納税証明等の交付手数料

諸外国の納税証明等の取得方法は、第 3 章第 1 節にも述べているように自己のオンラインアカウントにアクセスして確認・取得できる方法が主流となっており、その手数料も無料であることが多い。一方、税務署等が書面発行する場合の手数料は、我が国と比較すると高額である場合もあることから、本節では諸外国の納税証明等の交付手数料を概観する。

(1) アメリカ

連邦税に関する納税証明等の取得方法は、自己のオンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロードして取得する方法、または、自動電話サービスに電話して、郵送を申請する方法があるが、いずれの場合も、手数料は無料である。

州税に関する納税証明等は、州ごとに納税証明等の種類が異なり、主なものは、Tax Clearance Certificate 及び Certificate of Good Standing 等があり、いずれも納税義務が完了していることを証明する。取得方法も、オンライン、電子メール、郵送、FAX、電話及び窓口等、州ごとに対応が異なる。手数料は、7 ~ 50 ドル⁽⁸⁶⁾と州ごとに異なり、無料の州もある。無料の州は、①自己のオンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロードして取得、②オンラインによる交付請求（リクエスト）等のデジタル環境を整備している州が多い。

(2) イギリス

連邦税に関する納税証明等である SA302 及び Tax Year Overview の取

(86) 各州の歳入局等の HP を確認。ロードアイランド州では、Letter of Good Standing を郵送で取得する場合、50 ドルの手数料を要する。

State of Rhode Island Department of Revenue "Letters of Good Standing"
(<https://tax.ri.gov/tax-sections/compliance-collections/letter-good-standing-logs>)
(2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

得方法は、自己のオンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロードして取得する方法であり、手数料は無料である。Tax Clearance Certificate の取得方法は、オンライン申請（リクエスト）、または、申請書を郵送する方法があるが、いずれの場合も、手数料は無料である。

地方税に関する納税証明等の主なものとして Council Tax Bill⁽⁸⁷⁾があり、多くの地方公共団体では自己のオンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロードして取得する方法をとっており、手数料は無料である。

（3）フランス

国税に関する納税証明等は、自己のオンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロードして取得する方法、または、交付請求書を税務署に送付して、郵送を申請する方法があるが、いずれの場合も、手数料は無料である。

地方税の課税・徴収は国税と同様に税務署が担当しているため、地方税に関する納税証明等は、国税と同様の取得方法であり、いずれの場合も、手数料は無料である。

（4）ドイツ

共有税に関する納税証明等の取得方法は、自己のオンラインアカウントにアクセスして、納税証明等を表示して、印刷又はダウンロードして取得する方法であり、手数料は無料である。Bescheinigung in Steuersachen（納税証明）を書面にて取得する場合、税務署に申請書を提出して取得する。この場合の手数料は、州ごとに異なり、ベルリン州では 17.90 ヨーロ（ただし、使用目的が公共契約等の公共の利益に関するものである場合、税務署の審査後に免除される）、ノルトライン・ヴェストファーレン州では無料である。

(87) Council Tax は地方公共団体による住宅に対する税であり、その地域ごとの住居の推定価値と人口に基づいて算出される。Council Tax Bill は、課税通知書であり、銀行の口座開設、運転免許証の取得・更新や公共サービスの契約時に住所を証明する書類として提出を求められることがある。

地方税の課税・徴収は共有税と同様に税務署が担当しているため、地方税に関する納税証明等の取得方法は共有税と同様であり、手数料も州ごとに異なる。

第 3 節 小括

前述した諸外国の国税に関する主な納税証明等を以下の図表 4 に整理した。

図表4 諸外国の国税に関する主な納税証明等⁽⁸⁸⁾

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
種類	<ul style="list-style-type: none"> · Tax Return Transcript 申告書のほとんど内容を表示 · Tax Account Transcript 申告、所得、納税の状況を表示 	<ul style="list-style-type: none"> · Self Assessment Tax Return (SA302) 申告書に基づき所得や税額等を表示 · Tax Year Overview 税額、納税状況を表示 	<ul style="list-style-type: none"> · Avis D' impôt sur les Revenus 所得税通知 所得、税額や納税状況を表示 · Attestation de Régularité Fiscale 納税義務(納税、報告)が適切に果たされていることを表示 	<ul style="list-style-type: none"> · Steuerbericht 納税通知 所得、税額や納税状況を表示 · Bescheinigung in Steuersachen 税額、申告、納税状況等を表示
使用目的	金融機関等へのローン申請、公共契約の入札、連邦学生援助無料申請やビザ申請等	金融機関等へのローン申請や公共契約の入札等	金融機関等へのローン申請や公共契約の入札等	金融機関等へのローン申請、公共契約の入札や不動産購入時における登記等
取得方法	オンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロード 電話による郵送申請	オンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロード	オンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロード	オンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロード 税務署に申請
取得可能時期	電子申告後、約2~3週間 書面申告後、約6~8週間	電子申告後、72時間 書面申告後、約6~12週間	申告(4月上旬~6月上旬) 後、7月末から8月上旬頃に所得税通知が取得可能となる	申告後、約6~8週間
手数料	無料	無料	無料	オンライン(は)無料 税務署に申請する場合は州ごとに異なり、ベルリン州(は)1790ユーロ(公共契約の場合は免除)

いずれの国においても、納税証明等は、我が国と同様に税額、所得額、納税額及び未納額等を表示し、使用目的についても、金融機関等へのローン申請や公共契約の入札等に利用されている。

一方、納税証明等の取得方法については、我が国では納税者の請求に基づき

(88) 筆者作成。

税務署が書面・電子発行するのに対し、これらの諸外国では納税者自らが自己のオンラインアカウントにアクセスして、印刷又はダウンロードすること（以下「セルフサービスポータル⁽⁸⁹⁾方式」）いう。）により取得できる。

取得可能時期については、我が国では、納税者が申告・納付を完了していれば、その事績がシステムに入力されていなくても、税務署にて提出された申告書や納付済の領収証書等を確認することにより、即時に納税証明書を発行しているが、これらの諸外国では、セルフサービスポータル方式であることから、申告・納付の事績がシステムに入力されるまでの間は取得できず、早くても電子申告の場合は 72 時間、書面申告の場合は 6 週間と一定の期間を要している。

国税に関する納税証明書交付手数料は、我が国では、納税証明書 1 枚当たり 400 円（電子発行は 370 円）であるところ、これらの諸外国では、セルフサービスポータル方式の場合は無料、書面発行であってもアメリカ、フランス及びドイツ（ドイツ：税務署に申請する場合、一部の州は有料であり、ベルリン州では 17.90 ヨーロ）では無料である（イギリスは書面発行していない）。

また、地方税に関する納税証明書交付手数料は、我が国では、概ね 300～400 円（コンビニ交付は 200 円）であるところ、アメリカは無料又は 7～50 ドルと州ごとに異なり、イギリス、フランス及びドイツは無料である（ドイツ：税務署に申請する場合、一部の州は有料であり、ベルリン州では 17.90 ヨーロ）。

我が国の納税証明書交付手数料は、セルフサービスポータル方式の環境が整備されていないため、国も地方公共団体も有料で発行しているが、有料である諸外国のケース（アメリカ、ドイツ）と比較するとかなり低価であることが分かる。

(89) セルフサービスポータル（Self Service Portal）とは、ユーザーがセルフサービスにより様々な手続等を行うためのポータルサイトであり、一般的に個別の ID やパスワードによりログインして、自己に関する情報確認、申請や問合せ等に利用する。

第 4 章 検討

自己情報のオンライン確認、納税情報の添付自動化及び地方公共団体におけるデジタル化の現状等、並びに、国に納付する手数料等のキャッシュレス化の現状等を概観し、納税証明の今後の在り方及び納税証明書交付手数料の納付方法の拡充を検討する。

第 1 節 納税証明の今後の在り方

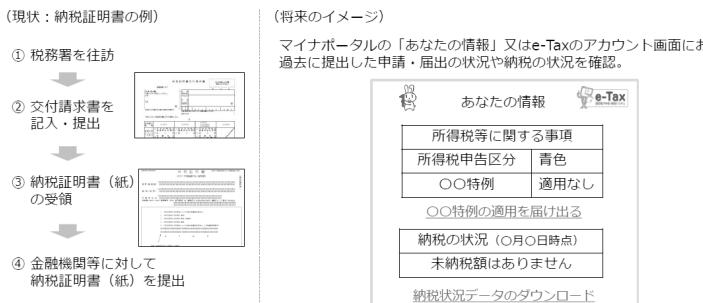
1 自己情報のオンライン確認

(1) 自己情報のオンライン確認の概要

国税庁では、目指すべき将来像として、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 税務行政の将来像 2.0」にて、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、「納税者の利便性向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を 2 本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずでできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等を更に進めていくこととしている⁽⁹⁰⁾。そのなかで、納税者の申告・納税等に関して、税務署に行かずに確認できる「自己情報のオンライン確認」の実現を目指している。自己情報のオンライン確認では、特例適用（青色承認、消費簡易課税等）及び納税（未納税額がない旨等）の状況について、マイナポータル及び e-Tax のアカウント画面（マイページ）により確認できる仕組みの実現を目指しており、納税証明と同様の内容である申告状況、納税額及び未納がないこと等の基本情報を税務署に行かずで確認することができる。

(90) 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 税務行政の将来像 2.0」
(令和 3 年 6 月 11 日)
(https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/pdf/syouraizo2_r0306.pdf) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

参考8 自己情報のオンライン確認イメージ⁽⁹¹⁾



（2）自己情報のオンライン確認の導入・拡充

自己情報のオンライン確認では、納税証明と同一の内容を取得することができるため、納税証明書の代わりに自己情報のオンライン確認で取得した電子情報及び印刷した書面（以下「自己情報データ等」という。）を利用することができれば、請求者は税務署に納税証明書の交付請求をする必要がなくなり、税務署においても納税証明書の発行は不要となる。

第3章で紹介した諸外国では納税証明等をセルフサービスポータル方式により、無料で取得できることから、我が国でも同様の仕組みを取り入れることができないか、そのためにはどのような対応が必要となるかを検討する。

イ 関係機関等との調整

納税証明書の提出を必要としている行政手続等において、関係機関等（①国及び地方公共団体、②金融機関等）に納税証明書に代えて、自己情報データ等を利用するよう調整する必要がある。

国及び地方公共団体の場合、納税証明書の提出を必要としている行政手続等（例：入札参加資格申請）について、納税証明書に代えて自己情報データ等を利用するよう依頼して、行政手続等における必要書類を変更してもらう必要がある。

(91) 国税庁・前掲注(90)11頁。

金融機関等の場合、納税証明書は、借入申請の際に申請者の滞納税金の有無及び資力等を確認する資料として利用されているが、自己情報データ等でも納税証明書と同様の内容が確認できることから、納税証明書に代えて自己情報データ等を利用するよう調整する必要がある。

なお、イギリスでは、住宅ローンを申請する際、セルフサービスポータル方式で取得した SA302 及び Tax Year Overview を受付する金融機関等を HMRC (His Majesty's Revenue and Customs : 繳入税関庁) の HP 上に公開している⁽⁹²⁾。

ロ 真正性の担保

自己情報データ等の真正性については、電子情報を利用する場合は、電子納税証明書 (XML 形式) と同様に電子署名等を付すこと（第 1 章第 1 節 6 参照）、また、印刷した書面（もしくは PDF データ）を利用する場合は、電子納税証明書 (PDF 形式) と同様に書面に QR コードを付すこと（第 1 章第 1 節 6 参照）により、データの改ざん等が行われていないことを確認できるようにして、自己情報データ等の真正性を担保することが必要である。

ハ バックヤード連携

第 2 章第 3 節で述べたデジタル行政推進法 11 条(添付書面等の省略)により、行政機関等の相互の情報連携等（以下「バックヤード連携」という。）を利用して入手・参照できる情報に係る添付書類は、添付を要しないこととなっている。最近の例では、令和 7 年（2025 年）3 月 24 日からパスポートのオンライン申請において、戸籍謄本の原本の提出が不要となった。新規にパスポート申請する場合、戸籍謄本の原本（取得する場合、450 円の手数料がかかる）の提出が必要であるが、オンライン申請する場合は、マイナポータルから申請を行うことにより、戸籍情報

(92) See supra note(75).

が無料でバックヤード連携されるため、戸籍謄本の原本の提出が不要となつた⁽⁹³⁾。

納税証明書の提出を必要としている行政手続等についても、マイナポータルを活用する等⁽⁹⁴⁾により、自己情報データ等をバックヤード連携して納税証明書の提出を不要とできると考える。

二 取得可能時期

諸外国の納税証明等の取得可能時期は、第 3 章で述べたように電子申告の場合でも 72 時間～6 週間程度を要している。これは納税者の申告内容をシステム入力するのに時間を要すること、また、必要に応じて申告内容を審査しているためである。我が国において、セルフサービスポータル方式により自己情報データ等を取得する場合、以下の図表 5 のとおり一定の期間を要すると考える。

図表5 自己情報データ等の取得可能時期(検討)⁽⁹⁵⁾

税目	確定申告期限・納期限	振替納税時期	取得可能時期(検討)
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日	振替納税時期: 4月中旬 (令和6年分は4月23日)	①電子申告の場合: 4月10日以降 ②書面申告の場合: 5月10日以降 ③振替納税の場合: 5月10日以降
消費税及び地方消費税(個人)	3月31日	振替納税時期: 4月下旬 (令和6年分は4月30日)	①電子申告の場合: 5月1日以降 ②書面申告の場合: 5月20日以降 ③振替納税の場合: 5月20日以降
法人税 消費税及び地方消費税(法人)	課税期間終了日の翌日から2月以内	-	①電子申告の場合 課税期間終了日の属する月の月末から3ヶ月経過した日以降(確定申告後4週間程度) ②書面申告の場合 課税期間終了日の属する月の月末から3.5ヶ月経過した日以降(確定申告後6週間程度)

(93) 政府広報オンライン「2025 年 3 月からパスポートのオンライン申請がさらに便利に！」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202301/1.html>) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

(94) デジタル庁では、デジタル庁が運営する公共サービスメッシュ（行政のデータ情報連携基盤）や公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ：住所、法人名称等の多数の手続で参照されるデータベース）による行政サービスの向上、業務の効率化、行政機関相互の情報連携や民間業者を含めたデータの利活用が検討されている。
(https://www.digital.go.jp/policies/public_service_mesh)
(https://www.digital.go.jp/policies/base_registry) (2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

(95) 筆者作成。

現在、個人の所得税の確定申告に係る還付金の処理は、電子申告の場合、税務署において申告内容をシステム入力してから諸々の処理を経て納税者への還付金支払いまで概ね 3 週間程度要していることから、自己情報データ等の取得可能時期についても、確定申告期限である 3 月 15 日から約 4 週間程度の 4 月 10 日以降であれば、自己情報データ等を作成して、ダウンロード等が可能な状態にすると考えられる（ただし、振替納税を利用している場合を除く）。書面申告の場合は、所得税確定申告の繁忙期である 2～3 月に大量の申告書が提出され、還付金支払いまで概ね 4～6 週間程度要していること、また、振替納税の場合は、振替日（例年 4 月中旬）に納税者の指定した金融機関から口座振替を行った後、納付情報が金融機関から連絡されることから、自己情報データ等の取得可能時期は 5 月 10 日以降であれば、自己情報データ等を作成して、ダウンロード等が可能な状態にすると考えられる。

消費税及び地方消費税（個人）、法人税や消費税及び地方消費税（法人）の場合も同様に電子申告の場合は 4 週間程度、書面申告及び振替納税の場合は 6 週間程度あれば、自己情報データ等を作成して、ダウンロード等が可能な状態にすると考えられる。

また、確定申告後に修正申告等が行われ税額等に変更が生じた場合、一定期間内に自己情報データ等を更新する処理も必要である。

なお、地方公共団体が発行する課税証明書をコンビニ交付サービスで取得する場合にも取得可能時期があり、6 月 10 日頃から取得可能としている市区町村が多い。

2 納税情報の添付自動化の拡充

第 2 章第 3 節で紹介した納税情報の添付自動化は、現在、デジタル庁が所管する調達ポータル及び国土交通省が所管する建設業許可・経営事項審査電子申請システムで運用されており、必要書類である納税証明書に代わる納税情報を行政機関相互のバックヤード連携により無料で取得して、官公庁に提

出することができる。その利用者数はまだ少ないものの、運用開始から増加傾向にある。

納税証明書の提出先である関係機関等が納税情報の添付自動化を活用していくことができれば、請求者の利便性が向上するとともに、請求者及び税務職員の事務負担も軽減する。以下に関係機関等への納税情報の添付自動化の拡充について、検討する。

(1) 金融機関等

金融機関等への借入申請（住宅ローン、運転資金借入等）において、納税者の資力確認のため、納税証明書の提出を必要とすることが多く、納税証明書の主な請求理由の一つとなっている。

納税情報の添付自動化は、デジタル庁等の官公庁の申請システムからの要求により国税庁のシステム（e-Tax、KSK システム）が納税情報を作成して、申請システムに連絡する方式であるため、納税情報を活用するには、申請システムを構築しなければならない。仮に金融機関等が共通で利用できる申請システムを構築、国税庁のシステムと連携したとして、以下に納税情報等の第三者への開示を検討する。

イ 第三者による納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求は、納税者等から委任を受けた者が交付請求できる（第 1 章第 1 節 4（1）参照）ため、納税者等の代理人として金融機関等の融資担当者等が納税証明書の交付請求を行う場合はよくあるケースである。そのため、金融機関等が納税者等に代わって納税情報を取得する場合、納税者等から委任を受けている必要がある。

また、e-Tax では、納税者本人が電子委任状を作成、代理人に交付することにより、代理人が納税証明書をオンライン請求できる。

ロ 紳税情報等の第三者への開示

諸外国における納税情報等の第三者への開示（第 3 章第 1 節 2 参照）は、金融機関等が納税情報等を取得するため、事前に納税者から同意（許可）を得ることにより、納税情報を取得する方式を採用している。我が

国でも同様の方式を採用して、金融機関等が事前に納税者に納税情報の取得について同意（許可）及び委任を求めて、納税者が金融機関等に納税情報の取得について同意（許可）及び委任することにより、納税情報の添付自動化を活用することができると考える。例として、①金融機関等が申請システムを利用して、事前に納税者に納税情報（年度及び税目等を指定する）の取得について同意（許可）及び委任を求める（国税庁のシステムに連絡）、②国税庁は納税者のマイナポータルや e-Tax のメッセージボックスにその旨を連絡、③納税者が金融機関等から指定された納税情報を確認、マイナポータルや e-Tax を利用して金融機関等に同意（許可）及び委任する、④国税庁は金融機関等に同意（許可）及び委任を受けた旨を連絡、取得可能期間を設定した上、ID やトークン等を発行、⑤金融機関等は ID やトークン等を使用して、指定した納税情報を取得するといった流れが考えられる。ほかには、納税者が予め同意（許可）を与える金融機関等の本支店等、納税情報や取得可能期間等をマイナポータルや e-Tax を利用して設定しておく方法等も考えられる。

（2）官公庁等

各省庁による調達ポータル（物品・役務に係る調達手続）の活用は、電子契約等のメリットの認知が広がるにつれて、その利用が拡大している。また、調達手続において、調達ポータルの利用が標準的な行政手続方法として推奨されており、各省庁は調達ポータルの積極的な利用に取り組んでいる⁽⁹⁶⁾。

一方、公共工事の調達については、調達ポータルのような全省庁共通の統一的なシステムが構築されていない。入札参加資格審査については、公共工事の多い省庁（国土交通省、農林水産省、文部科学省等）において、

(96) 調達ポータル「GEPS 利用事例のご紹介」11 頁

(https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/geps_riyoujirei.pdf)
(2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。GEPS（ジープス）とは電子調達システムであり、オンライン入札における提案書提出や入札書提出のほか、オンライン契約や請求等を行うことができる。

インターネット一元受付システムで共通で受付している状況であり、インターネット一元受付システムで受付した申請データ（申請項目、必要書類）を、委託業者が申請先の省庁ごとにメール等で送付している⁽⁹⁷⁾。国土交通省が所管する建設業許可・経営事項審査電子申請システムのみが、納税情報の添付自動化を活用している状況にあるため、他の省庁では、納税証明書の提出を求めている状況にある。

調達ポータルについては、各省庁が電子契約を活用することによりその利用が増加すれば、調達ポータルの利用者も増加して、調達ポータル内の全省庁統一資格審査申請における納税情報の添付自動化の活用も進んでいくであろう。

公共工事の調達については、国土交通省の建設業許可・経営事項審査電子申請システムと同様に他省庁も納税情報データを活用する申請システムが構築できればよいが、公共工事の少ない省庁もある。調達ポータルのように全省庁共通の統一的なシステムが構築されることが望ましいが、入札参加資格申請以降の手続（入札、契約等）や調達関連手続に関連する他の事務処理等は、各省庁が個別のシステムで対応しているため、統一的なシステムの構築は容易ではない。

また、地方公共団体による調達関連手続のシステム化は進んでいない状況にあり、入札参加資格申請等において書面の納税証明書の提出を求める地方公共団体が多く、その課題等については、次の「3 地方公共団体におけるシステム化の現状と課題」にて述べる。

3 地方公共団体におけるデジタル化の現状と課題

（1）調達関連手続

(97) 総務省 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 第1回検討会（令和6年3月28日）資料7「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化について」12頁
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000938966.pdf) (2025年6月10日最終閲覧)。

地方公共団体における入札参加資格申請においても、国税の納税証明書を必要書類として提出を求めており、地方公共団体における入札参加資格申請自体が書面による提出が多く、オンラインによる受付ができる地方公共団体は少ない。「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書（令和 5 年 12 月）」では、調達関連手続（入札参加資格審査から支払まで）の様式・項目や申請方法等は、地方公共団体ごとに異なっており、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとっては、事務負担が大きくなっている。また、調達関連手続のデジタル化は、調達関連システムの整備に係る人的資源の確保、財政的負担を要することや証明書類等の真正性の確保が必要であること、申請方法等をオンラインによる方法に限った場合には、オンライン化に対応することが困難な地域の小規模事業者の受注機会が失われかねないことなどを課題として、十分には進んでいない状況にある⁽⁹⁸⁾としている。国の物品・役務に係る調達については、調達ポータルを利用して全省庁に一括申請ができるようになっていることを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格申請についても、広域又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して、当該システムにおいて入札参加資格申請を受付できるように検討する必要があるとしており、その際には、納税証明書や登記事項証明書等の証明書類のデジタル化について、当該証明書類等に係る制度の所轄省庁等と連携して検討する必要がある⁽⁹⁹⁾としている。

令和 6 年（2024 年）3 月から総務省及び一部の地方公共団体をメンバー

(98) 総務省 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書（令和 5 年 12 月）1 頁

（https://www.soumu.go.jp/main_content/000920468.pdf）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

同研究会は、高橋滋法政大学教授を座長として、社会経済情勢の変遷に地方公共団体が的確に即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的に設置された。

(99) 前掲注(98)6 頁。

として設置された「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」⁽¹⁰⁰⁾では、同報告を受けて、入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化、広域又は全国的な地方公共団体の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法等を検討しているところである。同検討会におけるシステム検討部会（第 1 回：令和 6 年 3 月 28 日）によると、「物品・役務等の入札参加資格審査申請システムの整備状況等について、特に市区町村において、申請手続のオンライン化が十分に進んでいないとし、メールや電子申請システム（アップロード又は入力フォームによる申請）による入札参加資格審査の受付方法を採用している地方公共団体（410 団体）においても、納税証明書の書面の郵送を求めている地方公共団体は内 343 団体（83.7%）⁽¹⁰¹⁾もあり、電子納税証明書を受付できる地方公共団体はかなり少ない。

同システム検討部会（第 4 回：令和 7 年 2 月 25 日）では、「調達関連手続のうち入札参加資格審査申請手続については、事業者の住所、商号又は名称等の客観的情情報を地方公共団体に対して提出するものであり、特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようことで、利便性向上や事務負担軽減が図られ、その効果も大きい、また、特に、入札参加資格審査申請システム等を整備していない地方公共団体にとっては、申請の受付を電子化・オンライン化することによって、紙媒体の申請書の受付処理や審査結果のデータ入力等の審査に係る事務負担が大幅に縮減されるものと考える。以上のとおり、入札参加資格審査申請手続については、

(100) 総務省 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(101) 総務省 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 システム検討部会（第 1 回）（令和 6 年 7 月 5 日）資料「物品・役務等に係る入札資格審査申請の共同受付・審査の体制及び共通システムの整備について」10～11 頁（https://www.soumu.go.jp/main_content/000966034.pdf）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

広域又は全国的な地方公共団体共通のシステムを整備することの必要性が認められる。他方で、入札参加資格審査申請以外の契約管理、入札情報公開、電子入札等の後続手続については、地方公共団体の内部で完結するものや、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に提出することのないものであり、入札参加資格審査申請手続と比べて、共通化による事務処理の効率化の効果は限定的となる。」として、地方公共団体の入札参加資格申請については、全国単位の共通システムを整備し、当該システムで受付することを目指すべき⁽¹⁰²⁾としている。

同システム検討部会では、共通の入札参加資格申請システムと国税庁の納税情報の添付自動化との連携も検討されており、システム上で納税証明書（その 2、その 3 の 3）に代わる納税情報を自動的に添付できることが望ましい⁽¹⁰³⁾としている。納税情報の添付自動化との連携が実現できれば、請求者の利便性向上、請求者及び税務職員の事務負担軽減につながるため、今後に期待したい。

（2）納税証明

地方公共団体が発行する納税証明書については、第 2 章第 4 節で述べたが、電子申請・電子発行している地方公共団体はなく、一部の地方公共団体が電子申請・書面発行している状況にある。

「地方税における電子化の推進に関する検討会」では、全国統一的な地方税務手続のシステム化を通じて、地方公共団体ごとに異なる税務手続の標準化を進めることや納税証明書のデジタル化等を検討⁽¹⁰⁴⁾しており、そ

(102) 総務省 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 システム検討部会（第 4 回）（令和 7 年 2 月 25 日）資料「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（案）」60・65 頁

（https://www.soumu.go.jp/main_content/001001431.pdf）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(103) 総務省 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 システム検討部会（第 3 回）（令和 6 年 12 月 2 日）資料「広域又は全国的な共通の入札参加資格申請システムについて」48～51 頁（https://www.soumu.go.jp/main_content/000980922.pdf）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(104) 地方税共同機構 「令和 6 年度 地方税における電子化の推進に関する検討会」と

からは利用者及び地方公共団体のニーズも高く、早期に実現していくべきと整理している。同検討会のとりまとめでは、令和 7 年（2025 年）以降の実務者 WG において具体的な検討を開始するとしており、また、入札参加資格申請については、広域又は全国的な共通システムを早期に実現する方向で検討することとされていることを踏まえ、バックヤード連携の実現可能性も検討すべきであるとしている。

地方公共団体における納税証明のデジタル化については、一部の地方公共団体において LINE 申請等が可能となっており、請求者の利便性は向上しているものの、国税のように電子発行できないため、入札参加資格申請等においては複数の提出先ごとに書面の納税証明書を提出（郵送）しなければならないため、請求者の事務負担及び費用負担は大きい。同検討会のとりまとめでは、納税証明書のデジタル化は早期に実現していくべきとしているものの、その導入予定は令和 10 年度（2028 年）以降⁽¹⁰⁵⁾としており、実現まで期間を要する。

一方、「将来的には（マイポータルとの）連携を一層深化させ、自分がどの地方税を納めており、今後納める必要があるのか、など“自己情報の管理”ができるツールとして発展することが望まれる。⁽¹⁰⁶⁾」としており、国税庁の自己情報のオンライン確認と同様の仕組みの構想もあり、これが進展して、納税証明書の提出先である関係機関等との調整や行政機関相互のバックヤード連携が拡充すれば、書面による納税証明書の発行のニーズはほとんどなくなり、請求者の利便性向上、請求者及び国・地方公務員の事務負担軽減につながるため、今後に期待したい。

りまとめ 令和 6 年 11 月】 5 ~ 6 頁 (<https://www.lta.go.jp/news/11665/本文.pdf>)
(2025 年 6 月 10 日最終閲覧)。

同検討会は、学識経験者、地方公共団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成されている。

(105) 前掲注(104)19 頁。

(106) 前掲注(104)8 頁。

4 小括

納税証明の今後の在り方について、自己情報のオンライン確認及び納税情報の添付自動化の拡充を述べてきたところ、いずれの方法もその活用が進展すれば、請求者の利便性向上及び事務負担軽減に大きく寄与するであろう。特に、自己情報のオンライン確認は、納税情報の添付自動化が各省庁等の申請システムから国税庁のシステムと連携して納税情報を添付するのに比べて、セルフサービスポータル方式で納税者自らが、マイナポータル及び e-Tax のマイページから自己情報データ等を容易にダウンロードできるため、税務署に納税証明書の交付請求等を行う必要はない上、納税者の様々なニーズ（使用目的）に応じて活用できることから、そのメリットは大きいと考える。

今後は、自己情報のオンライン確認及び納税情報の添付自動化について、納税証明書の提出先である関係機関等（金融機関、官公庁等）との調整や行政機関相互のバックヤード連携を拡充していくことにより、住宅ローン等の借入申請や様々な行政手続等に利用できるようにすることが望ましいと考える。

地方公共団体においては、入札参加資格申請システムや納税証明書電子発行の導入はまだ検討中であるが、納税証明書の請求者の利便性向上及び事務負担軽減のため、それらの導入時に納税情報の添付自動化との連携やバックヤード連携に対応すること、将来は、国税の自己情報のオンライン確認と同様のシステムを導入することが望ましいと考える。

納税証明書の請求者の利便性向上及び事務負担軽減を実現するためには、国税庁における自己情報のオンライン確認及び納税情報の添付自動化の拡充だけでは不十分であり、地方公共団体においても、同様の対応が必要である。これらの対応が達成されることにより、納税証明書発行のニーズはほとんどなくなると考える。

第 2 節　納税証明書交付手数料の納付方法の拡充

令和 4 年（2022 年）11 月 1 日から「情報通信技術を利用する方法による国 の歳入等の納付に関する法律（令和 4 年法律第 39 号）」（以下「キャッシュレス 法」という。）が施行され、国に納付する手数料等のうち同法に基づく主務省令 が定められたものについては、キャッシュレス（インターネットバンキング、 クレジットカード、電子マネー、コンビニ決済等）で納付することが可能となつた。本節では、国に納付する手数料等のキャッシュレス化の状況を概観し、国 税の納税証明書交付手数料の納付について、キャッシュレス化を検討する。

1 キャッシュレス法

キャッシュレス法が制定された背景として、国の歳入等の納付については、 オンラインで手続を行う場合、インターネットバンキングを利用した納付の 導入が一定程度進んできているものの、クレジットカードを利用した納付に ついては限定的である。また、窓口において手続を行う場合には、現状、印 紙による納付や金融機関への納付証明書の提出が求められることが多く、ク レジットカード、電子マネー、二次元コード等による納付が可能な手続はほ とんどない。このような状況を踏まえ、情報通信技術を活用した国の歳入等 の納付について、関係者の利便性向上を図るために、デジタル納付（インターネ ットバンキング、クレジットカード、電子マネー、二次元コード、コンビ ニ決済、その他の情報通信技術を活用した納付）の円滑な導入が促進される よう、法制面での環境整備を図る必要があった⁽¹⁰⁷⁾としている。

(107) デジタル庁「情報通信技術を利用する方法による国 の歳入等の納付に関する法律に ついてのガイドライン（令和 4 年 10 月 18 日）」2 頁

（https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/09085212-6e05-4bf3-ad1a-ef74d29fa867/fbf852c7/20221018_policies_cashless-payment-administration-fees_guideline_02.pdf）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

2 国に納付する手数料等のキャッシュレス化の状況

(1) 国税庁

国税庁の納税証明書交付手数料の納付方法は、書面による交付請求の場合、収入印紙又は現金、オンラインによる請求の場合、インターネットバンキング等に限られており、キャッシュレス化が進んでいる国税の納付方法⁽¹⁰⁸⁾（振替納税、ダイレクト納付（e-Tax からの口座引落手続）、インターネットバンキング等（インターネットバンキング口座等からの納付）、クレジットカード納付、スマホアプリ納付）に比べて、納付方法が少なく、キャッシュレス化が進んでいない状況にある。

(2) 国土交通省

自動車重量税及び検査登録手数料等の納付について、従来は、運輸支局等の窓口における印紙による納付、または、自動車保有関係手続のワンストップサービスによるインターネットバンキング等による納付に限られていた。キャッシュレス法の施行を受けて、令和 5 年（2023 年）1 月から自動車重量税、検査登録手数料、自動車技術総合機構に収める検査手数料及び技術情報管理手数料のクレジットカードによる納付を可能⁽¹⁰⁹⁾としている（電子マネー、コード決済は未対応）。令和 5 年度の自動車検査の継続検査は 21,373,341 件⁽¹¹⁰⁾と、国税の令和 5 年度の納税証明書請求件数 1,605,537 件と比較してもかなり多く、自動車重量税及び検査登録手数料等を合わせた 1 件当たりの金額は概ね 1 万～数万円となるため、クレジットカードによる納付のニーズは高かったと考えられる。

また、コード決済をはじめその他の支払方法についても順次拡大していくこととしており、多様な支払い方法を可能とする措置が実施され次第、

(108) 国税庁 国税の納付手続（納期限・振替日・納付方法）

（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(109) 自動車検査登録 総合ポータルサイト「車に関する税・手数料をクレジットカードでお支払いするためには」（<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/cashless/index.html>）（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(110) 国土交通省「令和 5 年度自動車検査業務量（年報）」

（<https://www.mlit.go.jp/common/001409454.pdf>）（2025 年 4 月 30 日最終閲覧）。

印紙による支払いを廃止することとしている⁽¹¹¹⁾（実施時期は調整中）。

（3）外務省

パスポートの発給手数料は、10 年旅券の場合、国に納付する手数料 14,000 円、地方に納付する手数料 2,300 円、合計 16,300 円（オンライン申請の場合は国 14,000 円、地方 1,900 円、合計 15,900 円）となっており、オンライン申請の場合、一括してクレジットカードによる支払が可能となっている。

一方、窓口申請の場合、各都道府県のパスポートセンター等にて申請手続を行うが、国の手数料はキャッシュレス対応がなく収入印紙（現金で購入）で納付、地方の手数料は各地方公共団体によって異なり、東京都は現金納付（証紙を廃止）のみ⁽¹¹²⁾、埼玉県はキャッシュレス納付（証紙を廃止、クレジットカード、コード決済、電子マネー）⁽¹¹³⁾のみとしており、現金納付の場合はコンビニや金融機関等で納付した後、窓口に領収証書を持参して申請を行う必要があり、同じ窓口で発給申請するにも関わらず、国の手数料と地方の手数料で納付方法が異なる状況にある。

3 納税証明書交付手数料のキャッシュレス化の検討

（1）キャッシュレス化に関する問題点

デジタル庁では、国の歳入等（手数料等）の納付をキャッシュレス化する場合のガイドライン⁽¹¹⁴⁾を示しており、整理すべき問題として、①国の歳入等の納付に際しクレジットカード決済等を行う場合、納付義務者がクレ

(111) 国土交通省「自動車検査登録の窓口手続をより便利にします！自動車検査登録手続の『キャッシュレス化』、『デジタル化』を推進（令和 3 年 7 月 20 日）」
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001415845.pdf>)（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(112) 東京都生活文化局「パスポートに関する情報」(<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/passport/>)（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(113) 埼玉県パスポートセンター「パスポート発給手数料 お支払い方法のご案内」
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/239733/061101cacheless.pdf>)（2025 年 6 月 10 日最終閲覧）。

(114) 前掲注(107) 3・4 頁。

ジットカード事業者等に納付委託を行った後、実際に当該クレジット会社等から国に当該歳入等の納付が行われるまで一定の期間を要することとなるが、国の収入は、「現金の収納」をいうこととされ（財政法第 2 条）、会計認識基準について現金主義を採用しているため、納付義務者としては委託時点でなすべきことをなし終えていると評価し得るにもかかわらず、現金が国庫に納付されるまでの一定期間（収納代行機関は 8～10 営業日をしている）、未納付の状態に置かれ、期限までに納付しなかったとの評価を受ける、②納付を委託されるクレジットカード事業者等の支払能力等の適格性が必ずしも担保されておらず、国の歳入が確保されない、③国の歳入等の納付委託を受けたクレジットカード事業者等が当該納付を怠った場合における納付義務者の納付義務の存否や、クレジットカード事業者等による納付が遅延した場合の徴収手続等が不明確であることを挙げている。

（2）キャッシュレス化に関する問題点の検討

納税証明書交付手数料をキャッシュレス化する場合、前述のキャッシュレス化に関する問題点を検討する。①の期限までに納付しなかったとの評価については、現金が国庫に納付される前にすでに納税証明書を交付しているため、納税証明書の請求者及び提出先には影響がない。②の国の歳入が確保されないについては、クレジットカード事業者等は資金決済に関する法律 43 条に基づき送金途中にあり滞留している資金を履行保証金として保全し、供託所（法務局）に供託しているほか、保険契約等があるため、歳入が確保されない事態は考えられない。③の徴収手続等が不明確については、納付受託者（クレジットカード事業者等）に国税の保証人に関する徴収の例による滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、委託者（本来の支払者）から徴収できない（キャッシュレス法 7 条：指定納付受託者からの歳入等の徴収等）としており、現状のキャッシュレス納税の場合も、まずは納付受託者（クレジットカード事業者等）に対して滞納処分を行っても徴収できない場合でなければ本来の納税者から徴収できない（通則法 34 条の 5④）、地方公共団体の歳入等も、まず納付受託

者(クレジットカード事業者等)から徴収する(地方自治法 231 条の 4①、地方税法 13 条の 4①)としており、デジタル庁が示したこれらの問題について、キャッシュレス化に当たり、特に問題とはならないと考える。

4 小括

納税証明書交付手数料の納付のキャッシュレス化については、キャッシュレス法の施行や地方公共団体における証紙の廃止等のキャッシュレス化の流れ、また、国税の納付方法については、電子手続によるダイレクト納付、インターネットバンキング等、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付が可能となっていることを踏まえると、納税証明書の電子申請に係る交付手数料の納付については、納税証明書交付請求のオンライン利用率の向上のためにも、キャッシュレス化の対応を検討していく必要があると考える。

しかし、将来、自己情報のオンライン確認の導入により、納税証明に代わる自己情報データ等がマイナポータル及び e-Tax のマイページからダウンロードにより無料で取得できるため、前述した納税証明書の提出先である関係機関等との調整や行政機関相互のバックヤード連携が拡充すれば、納税証明書の発行のニーズはほとんどなくなるであろう。そうなると、納税証明書交付手数料の納付をキャッシュレス化することのコスト(クレジットカード事業者等に支払う手数料や運用費等、国税庁におけるシステム対応費用等)を考えれば、キャッシュレス化の必要性は低いのではないか、また、キャッシュレス化した場合、クレジットカード事業者等に支払う手数料を納税証明書の交付請求者に負担してもらうことも考えられる。

納税証明書交付手数料の金額について、諸外国の国税に関する納税証明等の交付手数料は、第 3 章で述べたようにセルフサービスポータル方式で無料、書面発行も無料であることが主流である。我が国では、国税に関する納税証明書交付手数料は、納税証明書 1 枚当たり 400 円であり、第 1 章第 2 節 2 の図表 1 に示したように平成 3 年(1991 年)から 30 年以上も変更がなく、諸外国の有料である場合(アメリカ、ドイツ)と比較するとかなり低価である。

納税証明書発行に係るシステムが導入される以前は、納税証明書は税務職員が手作業で作成しており、請求者の申告書及び納付事績等を確認して、専用の用紙に手書きで税額等を記入の上、税務署長印を押印して発行する等、事務負担が非常に大きかった。現在は、請求者の情報や納税証明書交付請求書の内容等をシステム入力して、自動作成されることにより 10~15 分程度で迅速に発行できるようになり、納税者の利便性は向上している。そのため、納税証明書発行に係るシステムの開発・運用費用の一部を交付手数料に上乗せしてもよいと考えるが、滞納の未然防止策の一環として国税庁から関係機関等に納税証明書の提出を協力要請してきた経緯を踏まえると、現状では難しいと考える。

しかし、前述したように将来は自己情報のオンライン確認の導入により、納税証明に代わる自己情報データ等が無料で取得できるようになり、それにも関わらず納税証明書を交付請求するのであれば、自己情報データ等の活用を更に促進するためにも、納税証明書交付手数料を諸外国並みに引き上げしてもよいのではないかと考える。

結びに代えて

納税証明制度は、納税者の資力、信用力などを直接又は間接に表示する有力な資料あるいは租税債権と私債権との優先劣後の関係を判定するための資料として利用されるなど、納税者に便宜を与えることを主たる目的として設けられたものであり、租税債権の公示手段としてその存在意義を有するが、現在に至るまで経済社会は大きく変化し、滞納の未然防止策の一環として納税証明書が国及び地方公共団体の行政手続における必要書類とされる等、その役割も変化してきた。

現在、納税証明書は多くの行政手続や金融機関等における借入申請等において、その提出が求められているが、納税証明書の請求から提出までの利便性向上や事務負担軽減が課題となっている。

そこで、現状における納税証明のニーズや活用状況、また、諸外国における納税証明等の状況を把握・分析した上で、今後のるべき姿を検討したところである。その結果、将来に導入予定の自己情報のオンライン確認について、関係機関等との調整を図り活用を推進することやマイナポータルを活用して行政機関相互のバックヤード連携を推進すること、また、一部の官公庁において活用されている納税情報の添付自動化を他の関係機関等へ拡充することが望ましいとの結論を導き出したところである。

また、納税証明書交付手数料の金額は、諸外国の有料である場合と比較するとかなり低価であり、将来は自己情報のオンライン確認を利用すれば、税務署に来署することなく無料で取得できるようになることから、自己情報のオンライン確認を促進するために、納税証明書交付手数料を引き上げることも検討の余地があるだろう。

今後、行政機関相互のバックヤード連携は拡充していくと思われるが、納税証明についても、自己情報のオンライン確認や納税情報の添付自動化を活用して、関係機関等との調整を進めて、バックヤード連携を拡充していくことにより、利便性向上や事務負担が軽減されることに期待したい。